

## 目 次

## 津市条例

- 津市市税条例及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市モーターボート競争事業施設整備基金条例を廃止する条例
- 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 津市漁港管理条例等の一部を改正する条例
- 津市都市公園条例の一部を改正する条例
- 津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
- 津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市指導事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 津市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 津市議會議員定数条例の一部を改正する条例
- 津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 津市市税条例の一部を改正する条例

## 津市規則

- 津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則
- 津市営墓園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 津市職員の住宅手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則
- 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例施行規則
- 津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 津市公印規則の一部を改正する規則
- 津市職員の旅費に関する条例施行規則及び津市会計規則の一部を改正
- 津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則等の一部を改正する規則  
津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則  
津市事務分掌規則の一部を改正する規則  
津市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則  
津市モーター ボート競走実施規則の一部を改正する規則  
津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則の一部を改正する規則  
津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

## 津市訓令

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令  
津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令  
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
津市事務専決規程等の一部を改正する訓令  
津市清掃指導員職務規程を廃止する訓令

## 津市告示

自動車臨時運行許可番号標失効  
財政公表  
認可地縁団体の告示事項の変更  
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定  
介護保険法に基づく介護予防支援事業所の指定  
地籍調査の実施  
認可地縁団体の告示事項の変更  
認可地縁団体の告示事項の変更  
公示送達  
認可地縁団体の告示事項の変更  
認可地縁団体の告示事項の変更  
津市工事検査要綱の一部を改正する告示  
令和7年度固定資産課税台帳登録  
議決を経た予算等の公表

## 津市公告

津市教育ＩＣＴヘルプデスク運営業務に係るプロポーザルの実施  
開発行為に関する工事の完了  
津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託契約に係る条件付一般競争入札の執行  
令和7年度津市救急・健康相談ダイヤル24事業業務委託に係る条件付一般競争入札の執行  
津市ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る教室型学習支援業務委託に係る条件付一般競争入札の執行  
都市公園の設置及び供用開始  
令和7年3月分津市農用地利用集積計画の決定  
都市計画道路事業の事業認可  
地域計画の策定  
道路位置の指定

## 津市上下水道事業管理規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程  
津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程  
津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程

## 津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

## 津市教育委員会規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

## 津市教育委員会訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

## 津市教育委員会告示

津市指定有形民俗文化財の指定

## 津市選挙管理委員会告示

河内財産区議会議員選挙における当選人  
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する告示

## 津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する告示  
住民監査請求監査の結果の公表

## 津市農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する告示

## 津市公平委員会規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市市税条例及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前葉泰幸

## 津市条例第 2 号

津市市税条例及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(津市市税条例の一部改正)

第 1 条 津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

(津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第3号

#### 津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の22」を「100分の25」に改める。

第19条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定

その他扶養手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

第20条を次のように改める。

#### 第20条 削除

第22条第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削り、同条第4項中「場合において、」の次に「当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。以下この項において同じ。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当

の支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は」を加え、「2年以内」を「3年以内」に改め、同項第1号中「当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）」を「異動前の支給割合」に、「次号」を「以下この項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第23条第1項第3号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第24条第2項第1号及び第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第25条第1項中「に限る。」の次に「又は新たに職員となったこと（以下この項において「異動等」という。）」を加え、「当該異動」を「異動等」に改める。

第31条第1項中「勤務した場合（勤務した時間が1時間に満たない場合を除く。）」を「勤務をした場合」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第43条中「第19条から第21条まで、第22条第4項及び第23条」を「第19条及び第21条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	490,500
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	492,500
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	494,500
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	496,500
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	498,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	500,500
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,200	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,500	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,800	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	452,100	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	452,400	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	452,700	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	453,000	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	453,300	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	453,600	

55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	453, 900	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	454, 200	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	454, 500	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	454, 800	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	455, 100	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	455, 400	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	455, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	456, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	456, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	456, 600	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	456, 900	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	457, 200	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	457, 500	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	457, 800	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	458, 100	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	458, 400	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	458, 700	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	459, 000	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	459, 300	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	415, 900	459, 600	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	416, 100	459, 900	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	416, 300	460, 200	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 500	460, 500	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	416, 700	460, 800	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	416, 900	461, 100	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 100	461, 400	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	417, 300	461, 700	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	417, 500	462, 000	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	417, 700	462, 300	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	417, 900	462, 600	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	418, 100	462, 900	
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 400	398, 400	418, 300	463, 200	
87	256, 300	297, 400	346, 400	386, 700	398, 600	418, 500	463, 500	
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 000	398, 800	418, 700	463, 800	
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 300	399, 000	418, 900	464, 100	
90	257, 200	298, 300	347, 400	387, 600	399, 200	419, 100	464, 400	
91	257, 500	298, 600	347, 800	387, 900	399, 400	419, 300	464, 700	
92	257, 800	299, 000	348, 200	388, 200	399, 600	419, 500	465, 000	
93	258, 100	299, 200	348, 400	388, 500	399, 800	419, 700	465, 300	
94		299, 400	348, 800	388, 800	400, 000	419, 900	465, 600	
95		299, 700	349, 200	389, 100	400, 200	420, 100	465, 900	
96		300, 100	349, 500	389, 400	400, 400	420, 300	466, 200	
97		300, 300	349, 800	389, 700	400, 600	420, 500	466, 500	
98		300, 600	350, 200	390, 000	400, 800	420, 700	466, 800	
99		301, 000	350, 600	390, 300	401, 000	420, 900		
100		301, 400	351, 000	390, 600	401, 200	421, 100		
101		301, 600	351, 500	390, 900	401, 400	421, 300		
102		301, 900	351, 900	391, 200	401, 600	421, 500		
103		302, 200	352, 300	391, 500	401, 800	421, 700		
104		302, 500	352, 700	391, 800	402, 000	421, 900		
105		302, 700	353, 200	392, 100	402, 200	422, 100		
106		303, 000	353, 600	392, 400	402, 400	422, 300		
107		303, 300	353, 900	392, 700	402, 600	422, 500		
108		303, 600	354, 200	393, 000	402, 800	422, 700		
109		303, 800	354, 700	393, 300	403, 000	422, 900		
110		304, 200	355, 200	393, 600	403, 200	423, 100		
111		304, 600	355, 700	393, 900	403, 400	423, 300		
112		304, 900	356, 200	394, 200	403, 600	423, 500		
113		305, 100	356, 700	394, 500	403, 800	423, 700		

114		305, 300	357, 200	394, 800	404, 000	423, 900		
115		305, 600	357, 700	395, 100	404, 200	424, 100		
116		306, 000	358, 200	395, 400	404, 400	424, 300		
117		306, 200	358, 700	395, 700	404, 600	424, 500		
118		306, 400	359, 200	396, 000	404, 800	424, 700		
119		306, 700	359, 700	396, 300	405, 000	424, 900		
120		307, 000	360, 200	396, 600	405, 200	425, 100		
121		307, 400	360, 700	396, 900	405, 400	425, 300		
122		307, 600	361, 200	397, 200	405, 600	425, 500		
123		307, 900	361, 700	397, 500	405, 800	425, 700		
124		308, 200	362, 200	397, 800	406, 000	425, 900		
125		308, 500	362, 700	398, 100	406, 200	426, 100		
126			363, 200	398, 400	406, 400	426, 300		
127			363, 700	398, 700	406, 600	426, 500		
128			364, 200	399, 000	406, 800	426, 700		
129			364, 700	399, 300	407, 000	426, 900		
130			365, 200	399, 600	407, 200	427, 100		
131			365, 700	399, 900	407, 400	427, 300		
132			366, 200	400, 200	407, 600	427, 500		
133			366, 700	400, 500	407, 800	427, 700		
134			367, 200	400, 800	408, 000	427, 900		
135			367, 700	401, 100	408, 200	428, 100		
136			368, 200	401, 400	408, 400	428, 300		
137			368, 700	401, 700	408, 600	428, 500		
138			369, 200	402, 000	408, 800	428, 700		
139			369, 700	402, 300	409, 000	428, 900		
140			370, 200	402, 600	409, 200	429, 100		
141			370, 700	402, 900	409, 400	429, 300		
142			371, 200	403, 200	409, 600	429, 500		
143			371, 700	403, 500	409, 800	429, 700		
144			372, 200	403, 800	410, 000	429, 900		
145			372, 700	404, 100	410, 200	430, 100		
146			373, 200	404, 400	410, 400	430, 300		
147			373, 700	404, 700	410, 600			
148			374, 200	405, 000	410, 800			
149			374, 700		411, 000			
150			375, 200		411, 200			
151			375, 700		411, 400			
152			376, 200		411, 600			
153			376, 700		411, 800			
154			377, 200		412, 000			
155			377, 700		412, 200			
156			378, 200		412, 400			
157			378, 700		412, 600			
158			379, 200		412, 800			
159			379, 700		413, 000			
160			380, 200		413, 200			
161			380, 700					
162			381, 200					
163			381, 700					
164			382, 200					
165			382, 700					
166			383, 200					
167			383, 700					
168			384, 200					
169			384, 700					
170			385, 200					

任用 短時 間勤 務職 員	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200
---------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第44条に規定する職員を除く。

別表第2 教育職給料表（第7条関係）

ア 教育職給料表（一）

職務 の級 号 級	1 給 料 月 額	2 給 料 月 額	3 給 料 月 額	4 給 料 月 額
1	261,400	340,300	393,600	461,300
2	263,600	341,900	395,300	470,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500
4	267,600	345,000	398,000	486,600
5	269,400	346,500	399,200	494,900
6	270,900	348,100	400,200	502,600
7	272,400	349,700	401,200	509,900
8	273,900	351,300	402,200	516,900
9	275,700	352,700	403,100	523,600
10	277,700	354,700	404,200	529,800
11	279,700	356,700	405,300	534,500
12	281,700	358,700	406,400	538,000
13	283,700	360,500	407,500	541,500
14	285,900	362,100	408,600	544,700
15	288,000	363,700	409,700	547,700
16	290,100	365,300	410,800	550,200
17	292,000	366,600	411,900	552,300
18	294,700	368,100	413,000	554,800
19	297,400	369,500	414,100	557,300
20	300,000	370,800	415,300	559,800
21	302,600	372,100	416,300	562,300
22	305,000	373,300	417,400	564,800
23	307,400	374,500	418,500	567,300
24	309,600	375,600	419,700	569,800
25	311,800	376,700	420,600	572,800
26	313,800	378,100	421,700	575,800
27	315,800	379,400	422,800	578,800
28	317,800	380,700	423,800	581,800
29	319,800	382,000	424,800	584,800
30	321,700	383,300	425,900	587,800
31	323,600	384,600	427,000	590,800
32	325,500	385,900	428,100	
33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	
35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	
40	338,100	395,200	436,000	
41	338,700	396,300	436,800	
42	339,100	397,500	437,700	
43	339,500	398,700	438,600	
44	339,900	399,800	439,400	
45	340,500	400,800	440,100	
46	341,000	401,800	441,000	
47	341,500	402,800	442,000	
48	341,900	403,700	442,900	
49	342,300	404,900	443,800	
50	342,700	406,300	444,700	
51	343,100	407,700	445,700	
52	343,500	409,100	446,600	
53	343,900	409,900	447,600	

54	344, 300	410, 900	448, 600	
55	344, 700	411, 900	449, 500	
56	345, 100	413, 000	450, 500	
57	345, 500	413, 900	451, 400	
58	345, 900	414, 700	452, 300	
59	346, 300	415, 500	453, 200	
60	346, 700	416, 200	454, 200	
61	347, 100	416, 900	455, 000	
62	347, 500	417, 800	455, 400	
63	347, 900	418, 600	456, 000	
64	348, 300	419, 200	456, 600	
65	348, 700	419, 800	457, 200	
66	349, 100	420, 200	457, 900	
67	349, 500	420, 500	458, 200	
68	349, 900	420, 800	458, 800	
69	350, 300	421, 100	459, 200	
70	350, 800	421, 400	459, 500	
71	351, 200	421, 600	459, 800	
72	351, 600	421, 900	460, 100	
73	351, 900	422, 100	460, 400	
74	352, 400	422, 400		
75	352, 800	422, 700		
76	353, 200	423, 000		
77	353, 600	423, 200		
78	354, 100	423, 400		
79	354, 600	423, 700		
80	355, 100	424, 000		
81	355, 600	424, 200		
82	356, 300	424, 500		
83	357, 000	424, 800		
84	357, 700	425, 100		
85	358, 300	425, 300		
86	358, 900	425, 600		
87	359, 500	425, 900		
88	360, 100	426, 100		
89	360, 600	426, 300		
90	361, 000	426, 600		
91	361, 400	426, 900		
92	361, 800	427, 100		
93	362, 200	427, 300		
94	362, 600			
95	363, 100			
96	363, 500			
97	364, 100			
98	364, 600			
99	365, 000			
100	365, 500			
101	365, 900			
102	366, 400			
103	366, 700			
104	367, 100			
105	367, 600			
106	368, 000			
107	368, 500			
108	369, 000			
109	369, 400			
110	369, 900			
111	370, 300			
112	370, 700			

113	371,100			
114	371,500			
115	371,900			
116	372,300			
117	372,700			
118	373,100			
119	373,500			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,200			
129	377,600			
130	378,000			
131	378,400			

備考 この表は、三重短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

イ 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級			2 級			3 級		
		号	給	料	月	額	給	料	月	額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1			円		円		円		
	2		212, 300			319, 700			348, 700	
	3		214, 400			321, 500			350, 200	
	4		216, 500			323, 300			351, 700	
	5		218, 600			325, 000			353, 200	
	6		220, 700			326, 600			354, 600	
	7		223, 100			328, 500			356, 000	
	8		225, 500			330, 400			357, 400	
	9		227, 900			332, 300			358, 800	
	10		230, 300			334, 100			360, 200	
	11		232, 700			336, 100			361, 500	
	12		235, 100			337, 900			362, 800	
	13		237, 500			339, 700			364, 100	
	14		239, 900			341, 400			365, 300	
	15		241, 500			343, 100			366, 600	
	16		243, 100			344, 700			367, 800	
	17		244, 700			346, 300			369, 000	
	18		246, 300			347, 900			370, 200	
	19		247, 800			349, 200			371, 400	
	20		249, 200			350, 400			372, 600	
	21		250, 600			351, 600			373, 700	
	22		252, 000			352, 900			374, 800	
	23		253, 200			354, 300			376, 000	
	24		254, 400			355, 700			377, 200	
	25		255, 600			357, 000			378, 300	
	26		257, 000			358, 300			379, 400	
	27		258, 200			359, 700			380, 600	
	28		259, 500			361, 100			381, 800	
	29		260, 800			362, 400			382, 900	
	30		262, 100			363, 700			384, 000	
	31		264, 000			365, 100			385, 200	
	32		265, 800			366, 400			386, 400	
	33		267, 600			367, 700			387, 500	
	34		269, 300			369, 000			388, 600	
	35		271, 500			370, 200			389, 800	
	36		273, 700			371, 400			391, 000	
	37		275, 900			372, 600			392, 200	
	38		278, 100			373, 800			393, 400	
	39		280, 300			375, 000			394, 700	
	40		282, 500			376, 200			395, 900	
	41		284, 600			377, 400			397, 100	
	42		286, 600			378, 500			398, 300	
	43		288, 500			379, 700			399, 600	
	44		290, 400			380, 900			400, 600	
	45		292, 200			382, 100			401, 700	
	46		294, 000			383, 200			402, 900	
	47		295, 900			384, 500			404, 100	
	48		297, 700			385, 800			405, 300	
	49		299, 400			387, 000			406, 500	
	50		301, 100			387, 900			407, 600	
	51		302, 900			389, 100			408, 600	
	52		304, 600			390, 100			409, 900	
	53		306, 200			391, 200			411, 100	
	54		307, 800			392, 000			412, 300	
			309, 500			393, 100			413, 400	

55	311, 300	394, 100	414, 500
56	313, 000	395, 100	415, 600
57	314, 300	396, 200	416, 600
58	316, 200	397, 200	417, 800
59	318, 000	398, 300	419, 000
60	319, 700	399, 400	420, 200
61	321, 400	400, 400	420, 800
62	323, 300	401, 500	421, 600
63	325, 000	402, 600	422, 300
64	326, 700	403, 600	422, 800
65	328, 400	404, 500	423, 100
66	330, 200	405, 400	423, 400
67	332, 000	406, 400	423, 800
68	333, 700	407, 400	424, 200
69	335, 400	408, 200	424, 500
70	336, 700	409, 000	424, 900
71	338, 000	409, 700	425, 200
72	339, 300	410, 500	425, 500
73	340, 800	411, 200	425, 800
74	342, 300	411, 800	426, 200
75	343, 800	412, 500	426, 500
76	345, 300	413, 200	426, 800
77	346, 700	413, 800	427, 100
78	348, 200	414, 500	427, 400
79	349, 700	415, 000	427, 700
80	351, 200	415, 600	427, 900
81	352, 600	416, 000	428, 100
82	354, 100	416, 400	428, 300
83	355, 600	416, 700	428, 500
84	357, 100	417, 000	428, 700
85	358, 500	417, 200	428, 900
86	359, 800	417, 500	429, 100
87	361, 100	417, 800	429, 300
88	362, 300	418, 000	429, 500
89	363, 500	418, 200	429, 700
90	364, 700	418, 500	429, 900
91	365, 900	418, 800	430, 100
92	367, 000	419, 000	430, 300
93	368, 100	419, 200	430, 500
94	369, 200	419, 500	430, 700
95	370, 300	419, 800	430, 900
96	371, 400	420, 000	431, 100
97	372, 500	420, 200	431, 300
98	373, 700	420, 500	431, 500
99	374, 800	420, 800	431, 700
100	375, 900	421, 000	431, 900
101	376, 900	421, 200	432, 100
102	377, 900	421, 500	432, 300
103	378, 800	421, 800	432, 500
104	379, 700	422, 000	432, 700
105	380, 500	422, 200	432, 900
106	381, 500	422, 400	433, 100
107	382, 400	422, 600	433, 300
108	383, 300	422, 800	433, 500
109	384, 100	423, 000	433, 700
110	385, 000	423, 200	433, 900
111	385, 900	423, 400	434, 100
112	386, 800	423, 600	434, 300
113	387, 600	423, 800	434, 500

114	388, 600	424, 000	434, 700
115	389, 500	424, 200	434, 900
116	390, 400	424, 400	435, 100
117	391, 000	424, 600	435, 300
118	391, 900	424, 800	435, 500
119	392, 800	425, 000	435, 700
120	393, 700	425, 200	435, 900
121	394, 500	425, 400	436, 100
122	395, 200	425, 600	436, 300
123	396, 000	425, 800	436, 500
124	396, 800	426, 000	436, 700
125	397, 400	426, 200	436, 900
126	398, 100	426, 400	437, 100
127	398, 800	426, 600	437, 300
128	399, 400	426, 800	437, 500
129	400, 000	427, 000	437, 700
130	400, 700	427, 200	437, 900
131	401, 200	427, 400	438, 100
132	401, 800	427, 600	438, 300
133	402, 400	427, 800	438, 500
134	403, 000	428, 000	438, 700
135	403, 500	428, 200	438, 900
136	404, 000	428, 400	439, 100
137	404, 300	428, 600	439, 300
138	404, 600	428, 800	439, 500
139	404, 900	429, 000	439, 700
140	405, 200	429, 200	439, 900
141	405, 500	429, 400	440, 100
142	405, 800	429, 600	440, 300
143	406, 100	429, 800	440, 500
144	406, 400	430, 000	
145	406, 700	430, 200	
146	407, 000	430, 400	
147	407, 300	430, 600	
148	407, 600	430, 800	
149	407, 800	431, 000	
150	408, 100	431, 200	
151	408, 400	431, 400	
152	408, 600	431, 600	
153	408, 800	431, 800	
154	409, 100	432, 000	
155	409, 400	432, 200	
156	409, 600	432, 400	
157	409, 800	432, 600	
158	410, 100	432, 800	
159	410, 400		
160	410, 600		
161	410, 800		
162	411, 000		
163	411, 200		
164	411, 400		
165	411, 600		
166	411, 800		
167	412, 000		
168	412, 200		
169	412, 400		
170	412, 600		
171	412, 800		
172	413, 000		

173	413, 200		
174	413, 400		
175	413, 600		
176	413, 800		
177	414, 000		
178	414, 200		
179	414, 400		
180	414, 600		
181	414, 800		
182	415, 000		
183	415, 200		
184	415, 400		
185	415, 600		
186	415, 800		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額 円 276, 000	基 準 給 料 月 額 円 303, 400	基 準 給 料 月 額 円 330, 000

備考 この表は、幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭に適用する。

(津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「から第20条まで」を「、第19条」に、「、第27条」を「及び第27条」に改め、「及び第35条」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員に対する給与条例第31条第1項、第32条第2項及び第35条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第31条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第35条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第5条の2第2項中「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において津市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1又は附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けてい

た号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第1又は附則別表第2に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

第3条 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び任命権者の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第19条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者」  
「(6) 配

度心身障害者

偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円（行政職8級職員等にあっては、0円）とする」とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第5条 施行日から令和8年3月31日までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合
第22条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合
第22条第2項第3号	100分の12	100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合
第22条第2項第4号	100分の8	100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合
第22条第2項第5号	100分の4	100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合

（施行日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

第6条 施行日の前日までに第1条の規定による改正前の給与条例第22条第4項に規定する異動のあった職員については、改正後の給与条例第22条第4項中「3年以内」とあるのは「2年以内」と、同項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項中 「(2) 当該異動の日から同日以後2年  
(3) 当該異動の日から同日以後3年  
を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合  
を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割  
に100分の80を乗じて得た割合」とあるのは「(2) 当該異動の日から  
合に100分の60を乗じて得た割合」  
同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動  
前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」とする。

（規則への委任）

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に  
必要な事項は、規則で定める。

#### 附則別表第1 行政職給料表（附則第2条関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給						
	1級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	2	1	1	1	1	1	1
5	3	1	1	1	1	1	1
6	4	2	1	1	1	1	1
7	5	3	1	1	1	1	1
8	6	4	1	1	1	1	1
9	7	5	1	1	1	1	1
10	8	6	2	2	1	1	1
11	9	7	3	3	1	1	1
12	10	8	4	4	1	1	1
13	11	9	5	5	1	1	1
14	12	10	6	6	2	1	1

1 5	1 3	1 1	7	7	3	1	1
1 6	1 4	1 2	8	8	4	1	1
1 7	1 5	1 3	9	9	5	1	1
1 8	1 6	1 4	1 0	1 0	6	2	1
1 9	1 7	1 5	1 1	1 1	7	3	1
2 0	1 8	1 6	1 2	1 2	8	4	1
2 1	1 9	1 7	1 3	1 3	9	5	1
2 2	2 0	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1
2 3	2 1	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1
2 4	2 2	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2
2 5	2 3	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2
2 6	2 4	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2
2 7	2 5	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2
2 8	2 6	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3
2 9	2 7	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3
3 0	2 8	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3
3 1	2 9	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3
3 2	3 0	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3
3 3	3 1	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3
3 4	3 2	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4
3 5	3 3	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4
3 6	3 4	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4
3 7	3 5	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4
3 8	3 6	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4
3 9	3 7	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4
4 0	3 8	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4
4 1	3 9	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4
4 2	4 0	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5
4 3	4 1	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5
4 4	4 2	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5
4 5	4 3	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5
4 6	4 4	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	5

4 7	4 5	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	5
4 8	4 6	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	5
4 9	4 7	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	5
5 0	4 8	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	5
5 1	4 9	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	5
5 2	5 0	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	5
5 3	5 1	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	5
5 4	5 2	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	6
5 5	5 3	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	6
5 6	5 4	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	6
5 7	5 5	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	6
5 8	5 6	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	6
5 9	5 7	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	6
6 0	5 8	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	6
6 1	5 9	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	6
6 2	6 0	5 8	5 4	5 4	5 0	4 6	6
6 3	6 1	5 9	5 5	5 5	5 1	4 7	6
6 4	6 2	6 0	5 6	5 6	5 2	4 8	6
6 5	6 3	6 1	5 7	5 7	5 3	4 9	6
6 6	6 4	6 2	5 8	5 8	5 4	5 0	7
6 7	6 5	6 3	5 9	5 9	5 5	5 1	7
6 8	6 6	6 4	6 0	6 0	5 6	5 2	7
6 9	6 7	6 5	6 1	6 1	5 7	5 3	
7 0	6 8	6 6	6 2	6 2	5 8	5 4	
7 1	6 9	6 7	6 3	6 3	5 9	5 5	
7 2	7 0	6 8	6 4	6 4	6 0	5 6	
7 3	7 1	6 9	6 5	6 5	6 1	5 7	
7 4	7 2	7 0	6 6	6 6	6 2	5 8	
7 5	7 3	7 1	6 7	6 7	6 3	5 9	
7 6	7 4	7 2	6 8	6 8	6 4	6 0	
7 7	7 5	7 3	6 9	6 9	6 5	6 1	
7 8	7 6	7 4	7 0	7 0	6 6	6 2	

7 9	7 7	7 5	7 1	7 1	6 7	6 3	
8 0	7 8	7 6	7 2	7 2	6 8	6 4	
8 1	7 9	7 7	7 3	7 3	6 9	6 5	
8 2	8 0	7 8	7 4	7 4	7 0	6 6	
8 3	8 1	7 9	7 5	7 5	7 1	6 7	
8 4	8 2	8 0	7 6	7 6	7 2	6 8	
8 5	8 3	8 1	7 7	7 7	7 3	6 9	
8 6	8 4	8 2	7 8	7 8	7 4	7 0	
8 7	8 5	8 3	7 9	7 9	7 5	7 1	
8 8	8 6	8 4	8 0	8 0	7 6	7 2	
8 9	8 7	8 5	8 1	8 1	7 7	7 3	
9 0	8 8	8 6	8 2	8 2	7 8	7 4	
9 1	8 9	8 7	8 3	8 3	7 9	7 5	
9 2	9 0	8 8	8 4	8 4	8 0	7 6	
9 3	9 1	8 9	8 5	8 5	8 1	7 7	
9 4	9 2	9 0	8 6	8 6	8 2	7 8	
9 5	9 3	9 1	8 7	8 7	8 3	7 9	
9 6		9 2	8 8	8 8	8 4	8 0	
9 7		9 3	8 9	8 9	8 5	8 1	
9 8		9 4	9 0	9 0	8 6	8 2	
9 9		9 5	9 1	9 1	8 7	8 3	
1 0 0		9 6	9 2	9 2	8 8	8 4	
1 0 1		9 7	9 3	9 3	8 9	8 5	
1 0 2		9 8	9 4	9 4	9 0	8 6	
1 0 3		9 9	9 5	9 5	9 1	8 7	
1 0 4		1 0 0	9 6	9 6	9 2	8 8	
1 0 5		1 0 1	9 7	9 7	9 3	8 9	
1 0 6		1 0 2	9 8	9 8	9 4	9 0	
1 0 7		1 0 3	9 9	9 9	9 5	9 1	
1 0 8		1 0 4	1 0 0	1 0 0	9 6	9 2	
1 0 9		1 0 5	1 0 1	1 0 1	9 7	9 3	
1 1 0		1 0 6	1 0 2	1 0 2	9 8	9 4	

1 1 1		1 0 7	1 0 3	1 0 3	9 9	9 5	
1 1 2		1 0 8	1 0 4	1 0 4	1 0 0	9 6	
1 1 3		1 0 9	1 0 5	1 0 5	1 0 1	9 7	
1 1 4		1 1 0	1 0 6	1 0 6	1 0 2	9 8	
1 1 5		1 1 1	1 0 7	1 0 7	1 0 3		
1 1 6		1 1 2	1 0 8	1 0 8	1 0 4		
1 1 7		1 1 3	1 0 9	1 0 9	1 0 5		
1 1 8		1 1 4	1 1 0	1 1 0	1 0 6		
1 1 9		1 1 5	1 1 1	1 1 1	1 0 7		
1 2 0		1 1 6	1 1 2	1 1 2	1 0 8		
1 2 1		1 1 7	1 1 3	1 1 3	1 0 9		
1 2 2		1 1 8	1 1 4	1 1 4	1 1 0		
1 2 3		1 1 9	1 1 5	1 1 5	1 1 1		
1 2 4		1 2 0	1 1 6	1 1 6	1 1 2		
1 2 5		1 2 1	1 1 7	1 1 7	1 1 3		
1 2 6		1 2 2	1 1 8	1 1 8	1 1 4		
1 2 7		1 2 3	1 1 9	1 1 9	1 1 5		
1 2 8		1 2 4	1 2 0	1 2 0	1 1 6		
1 2 9		1 2 5	1 2 1	1 2 1	1 1 7		
1 3 0		1 2 6	1 2 2	1 2 2	1 1 8		
1 3 1		1 2 7	1 2 3	1 2 3	1 1 9		
1 3 2		1 2 8	1 2 4	1 2 4	1 2 0		
1 3 3		1 2 9	1 2 5	1 2 5	1 2 1		
1 3 4		1 3 0	1 2 6	1 2 6	1 2 2		
1 3 5		1 3 1	1 2 7	1 2 7	1 2 3		
1 3 6		1 3 2	1 2 8	1 2 8	1 2 4		
1 3 7		1 3 3	1 2 9	1 2 9	1 2 5		
1 3 8		1 3 4	1 3 0	1 3 0	1 2 6		
1 3 9		1 3 5	1 3 1	1 3 1	1 2 7		
1 4 0		1 3 6	1 3 2	1 3 2	1 2 8		
1 4 1		1 3 7	1 3 3	1 3 3	1 2 9		
1 4 2		1 3 8	1 3 4	1 3 4	1 3 0		

1 4 3		1 3 9	1 3 5	1 3 5	1 3 1		
1 4 4		1 4 0	1 3 6	1 3 6	1 3 2		
1 4 5		1 4 1	1 3 7	1 3 7	1 3 3		
1 4 6		1 4 2	1 3 8	1 3 8	1 3 4		
1 4 7		1 4 3	1 3 9	1 3 9	1 3 5		
1 4 8		1 4 4	1 4 0	1 4 0	1 3 6		
1 4 9		1 4 5	1 4 1	1 4 1	1 3 7		
1 5 0		1 4 6	1 4 2	1 4 2	1 3 8		
1 5 1		1 4 7	1 4 3	1 4 3	1 3 9		
1 5 2		1 4 8	1 4 4	1 4 4	1 4 0		
1 5 3		1 4 9	1 4 5	1 4 5	1 4 1		
1 5 4		1 5 0	1 4 6	1 4 6	1 4 2		
1 5 5		1 5 1	1 4 7	1 4 7	1 4 3		
1 5 6		1 5 2	1 4 8	1 4 8	1 4 4		
1 5 7		1 5 3		1 4 9	1 4 5		
1 5 8		1 5 4		1 5 0	1 4 6		
1 5 9		1 5 5		1 5 1			
1 6 0		1 5 6		1 5 2			
1 6 1		1 5 7		1 5 3			
1 6 2		1 5 8		1 5 4			
1 6 3		1 5 9		1 5 5			
1 6 4		1 6 0		1 5 6			
1 6 5		1 6 1		1 5 7			
1 6 6		1 6 2		1 5 8			
1 6 7		1 6 3		1 5 9			
1 6 8		1 6 4		1 6 0			
1 6 9		1 6 5					
1 7 0		1 6 6					
1 7 1		1 6 7					
1 7 2		1 6 8					
1 7 3		1 6 9					
1 7 4		1 7 0					

## 附則別表第2 教育職給料表（附則第2条関係）

## ア 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3

2 9	1 7	1 3	3
3 0	1 8	1 4	3
3 1	1 9	1 5	4
3 2	2 0	1 6	4
3 3	2 1	1 7	4
3 4	2 2	1 8	4
3 5	2 3	1 9	5
3 6	2 4	2 0	5
3 7	2 5	2 1	5
3 8	2 6	2 2	5
3 9	2 7	2 3	6
4 0	2 8	2 4	6
4 1	2 9	2 5	6
4 2	3 0	2 6	6
4 3	3 1	2 7	7
4 4	3 2	2 8	7
4 5	3 3	2 9	7
4 6	3 4	3 0	7
4 7	3 5	3 1	8
4 8	3 6	3 2	8
4 9	3 7	3 3	8
5 0	3 8	3 4	8
5 1	3 9	3 5	9
5 2	4 0	3 6	9
5 3	4 1	3 7	9
5 4	4 2	3 8	9
5 5	4 3	3 9	1 0
5 6	4 4	4 0	1 0
5 7	4 5	4 1	1 0
5 8	4 6	4 2	1 0
5 9	4 7	4 3	1 1
6 0	4 8	4 4	1 1

6 1	4 9	4 5	1 1
6 2	5 0	4 6	1 1
6 3	5 1	4 7	1 2
6 4	5 2	4 8	1 2
6 5	5 3	4 9	1 2
6 6	5 4	5 0	1 2
6 7	5 5	5 1	1 3
6 8	5 6	5 2	1 3
6 9	5 7	5 3	1 3
7 0	5 8	5 4	1 3
7 1	5 9	5 5	1 4
7 2	6 0	5 6	1 4
7 3	6 1	5 7	1 4
7 4	6 2	5 8	1 4
7 5	6 3	5 9	1 4
7 6	6 4	6 0	1 5
7 7	6 5	6 1	1 5
7 8	6 6	6 2	1 5
7 9	6 7	6 3	1 5
8 0	6 8	6 4	1 5
8 1	6 9	6 5	1 6
8 2	7 0	6 6	1 6
8 3	7 1	6 7	1 6
8 4	7 2	6 8	1 6
8 5	7 3	6 9	1 6
8 6	7 4	7 0	1 7
8 7	7 5	7 1	1 7
8 8	7 6	7 2	1 7
8 9	7 7	7 3	1 7
9 0	7 8		1 7
9 1	7 9		1 8
9 2	8 0		1 8

9 3	8 1		1 8
9 4	8 2		1 8
9 5	8 3		1 8
9 6	8 4		1 9
9 7	8 5		1 9
9 8	8 6		1 9
9 9	8 7		1 9
1 0 0	8 8		1 9
1 0 1	8 9		2 0
1 0 2	9 0		2 0
1 0 3	9 1		2 0
1 0 4	9 2		2 0
1 0 5	9 3		2 0
1 0 6			2 1
1 0 7			2 1
1 0 8			2 1
1 0 9			2 1
1 1 0			2 1
1 1 1			2 2
1 1 2			2 2
1 1 3			2 2
1 1 4			2 2
1 1 5			2 2
1 1 6			2 3
1 1 7			2 3
1 1 8			2 3
1 1 9			2 3
1 2 0			2 3
1 2 1			2 4
1 2 2			2 4
1 2 3			2 4
1 2 4			2 4

1 2 5			2 4
1 2 6			2 5
1 2 7			2 5
1 2 8			2 5
1 2 9			2 5
1 3 0			2 5
1 3 1			2 5

イ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
1 0	1	1
1 1	1	1
1 2	1	1
1 3	1	1
1 4	2	2
1 5	3	3
1 6	4	4
1 7	5	5
1 8	6	6
1 9	7	7
2 0	8	8
2 1	9	9
2 2	1 0	1 0

2 3	1 1	1 1
2 4	1 2	1 2
2 5	1 3	1 3
2 6	1 4	1 4
2 7	1 5	1 5
2 8	1 6	1 6
2 9	1 7	1 7
3 0	1 8	1 8
3 1	1 9	1 9
3 2	2 0	2 0
3 3	2 1	2 1
3 4	2 2	2 2
3 5	2 3	2 3
3 6	2 4	2 4
3 7	2 5	2 5
3 8	2 6	2 6
3 9	2 7	2 7
4 0	2 8	2 8
4 1	2 9	2 9
4 2	3 0	3 0
4 3	3 1	3 1
4 4	3 2	3 2
4 5	3 3	3 3
4 6	3 4	3 4
4 7	3 5	3 5
4 8	3 6	3 6
4 9	3 7	3 7
5 0	3 8	3 8
5 1	3 9	3 9
5 2	4 0	4 0
5 3	4 1	4 1
5 4	4 2	4 2

5 5	4 3	4 3
5 6	4 4	4 4
5 7	4 5	4 5
5 8	4 6	4 6
5 9	4 7	4 7
6 0	4 8	4 8
6 1	4 9	4 9
6 2	5 0	5 0
6 3	5 1	5 1
6 4	5 2	5 2
6 5	5 3	5 3
6 6	5 4	5 4
6 7	5 5	5 5
6 8	5 6	5 6
6 9	5 7	5 7
7 0	5 8	5 8
7 1	5 9	5 9
7 2	6 0	6 0
7 3	6 1	6 1
7 4	6 2	6 2
7 5	6 3	6 3
7 6	6 4	6 4
7 7	6 5	6 5
7 8	6 6	6 6
7 9	6 7	6 7
8 0	6 8	6 8
8 1	6 9	6 9
8 2	7 0	7 0
8 3	7 1	7 1
8 4	7 2	7 2
8 5	7 3	7 3
8 6	7 4	7 4

8 7	7 5	7 5
8 8	7 6	7 6
8 9	7 7	7 7
9 0	7 8	7 8
9 1	7 9	7 9
9 2	8 0	8 0
9 3	8 1	8 1
9 4	8 2	8 2
9 5	8 3	8 3
9 6	8 4	8 4
9 7	8 5	8 5
9 8	8 6	8 6
9 9	8 7	8 7
1 0 0	8 8	8 8
1 0 1	8 9	8 9
1 0 2	9 0	9 0
1 0 3	9 1	9 1
1 0 4	9 2	9 2
1 0 5	9 3	9 3
1 0 6	9 4	9 4
1 0 7	9 5	9 5
1 0 8	9 6	9 6
1 0 9	9 7	9 7
1 1 0	9 8	9 8
1 1 1	9 9	9 9
1 1 2	1 0 0	1 0 0
1 1 3	1 0 1	1 0 1
1 1 4	1 0 2	1 0 2
1 1 5	1 0 3	1 0 3
1 1 6	1 0 4	1 0 4
1 1 7	1 0 5	1 0 5
1 1 8	1 0 6	1 0 6

1 1 9	1 0 7	1 0 7
1 2 0	1 0 8	1 0 8
1 2 1	1 0 9	1 0 9
1 2 2	1 1 0	1 1 0
1 2 3	1 1 1	1 1 1
1 2 4	1 1 2	1 1 2
1 2 5	1 1 3	1 1 3
1 2 6	1 1 4	1 1 4
1 2 7	1 1 5	1 1 5
1 2 8	1 1 6	1 1 6
1 2 9	1 1 7	1 1 7
1 3 0	1 1 8	1 1 8
1 3 1	1 1 9	1 1 9
1 3 2	1 2 0	1 2 0
1 3 3	1 2 1	1 2 1
1 3 4	1 2 2	1 2 2
1 3 5	1 2 3	1 2 3
1 3 6	1 2 4	1 2 4
1 3 7	1 2 5	1 2 5
1 3 8	1 2 6	1 2 6
1 3 9	1 2 7	1 2 7
1 4 0	1 2 8	1 2 8
1 4 1	1 2 9	1 2 9
1 4 2	1 3 0	1 3 0
1 4 3	1 3 1	1 3 1
1 4 4	1 3 2	1 3 2
1 4 5	1 3 3	1 3 3
1 4 6	1 3 4	1 3 4
1 4 7	1 3 5	1 3 5
1 4 8	1 3 6	1 3 6
1 4 9	1 3 7	1 3 7
1 5 0	1 3 8	1 3 8

1 5 1	1 3 9	1 3 9
1 5 2	1 4 0	1 4 0
1 5 3	1 4 1	1 4 1
1 5 4	1 4 2	1 4 2
1 5 5	1 4 3	1 4 3
1 5 6	1 4 4	
1 5 7	1 4 5	
1 5 8	1 4 6	
1 5 9	1 4 7	
1 6 0	1 4 8	
1 6 1	1 4 9	
1 6 2	1 5 0	
1 6 3	1 5 1	
1 6 4	1 5 2	
1 6 5	1 5 3	
1 6 6	1 5 4	
1 6 7	1 5 5	
1 6 8	1 5 6	
1 6 9	1 5 7	
1 7 0	1 5 8	

津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第4号

津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 津市職員等の旅費に関する条例（平成18年津市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「在勤公署」の次に「（任命権者又は任命権者に代わって専決権を有する者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）」を加え、同条第3号中「国若しくは他の地方公共団体の職員であった者で引き続き採用されたもの又はこれらの職員としての身分を保有したまま採用された者のうち、市長が特に必要と認めたとき」を「規則で定める者」に改め、「（政策財務部東京事務所への転任に限る。）」を削り、同条第4号中「扶養親族」を「家族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者等（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）第2条第8号に規定する旅行業者等をいう。以下同じ。）であって、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを出張し、又は赴任する者（以下「出張者」という。）に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第5項中「扶養親族」を「家族」に改め、「その出発前に」を削り、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他市長が定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条中「任命権者又は任命権者に代わって専決権を有する者（以下「出張命令権者」という。）」を「出張命令権者」に改める。

第5条第1項中「出張し、又は赴任する者（以下「出張者」という。）」を「出張者」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第5項から第10項までを次のように改める。

5 その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、実費額により支給する。

6 宿泊費は、第11条に規定する額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第12条に規定する額により支給する。

8 宿泊手当は、旅行における宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、第15条に規定する額により支給する。

第6条に次の1項を加える。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、支給する。

第7条中「及び座席指定料金」を「、座席指定料金、寝台料金及びこれらの費用に付随する費用」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行（特別急行列車を運行する線路による旅行にあっては、出張命令権者が認める場合に限る。）

については、前号に規定する運賃のほか、急行料金

- (3) 特別車両料金を徴する列車を運行する線路による旅行（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第36号）附則第2条第1項に規定する新会社の営業する鉄道を利用し、片道300キロメートル以上にわたる旅行の場合で、市長が事前に公務上その他特別の事情により必要があると認めるときに限る。）については、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

第7条第4号中「については」の次に「、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか」を加え、「を支給する。」を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 寝台料金を徴する列車を運行する線路による旅行については、前各号に掲げる費用のほか、寝台料金

第8条を次のように改める。

#### (船賃)

第8条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、特別船室料金、座席指定料金、寝台料金及びこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行（市長が事前に公務上その他特別の事情により必要があると認める場合に限る。）については、前3号に規定する運賃のほか、特別船室料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行については、第1号から第3号までに規定する運賃及び前号に規定する特別船室料金の

## ほか、座席指定料金

(6) 寝台料金を徴する船舶を運行する航路による旅行については、前各号に掲げる費用のほか、寝台料金

第9条中「支払い」を「支払」に改める。

第10条から第15条までを次のように改める。

### (その他の交通費)

第10条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用にあっては、公務上特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

### (宿泊費)

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり19,000円を上限として、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

### (包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

### (宿泊手当)

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、第11条の規定により支給される宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各

号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の 3 分の 2 の額
  - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の 3 分の 1 の額
- (転居費)

第 14 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 15 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 15 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(家族移転費)

第 15 条の 2 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第 7 条から第 10 条までの規定による費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
  - (2) 前号に掲げる場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合にあっては、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。
- 第 16 条第 1 項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、同条第 2 項中「日の翌日から起算して 5 日以内に」を「後所定の期間内に、」に改め、「ついて」の次に「前項の規定による」を加え、同条第 3 項中「概算払に係る旅費の支給を受

けた出張者について、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には」を「前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 任命権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第17条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第7条から第12条まで及び第14条から第15条の2までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、同条第2項を削る。

第18条を削る。

第19条第3項中「別表第1に定める額の範囲内において宿泊料及び日当」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第7条各号、第8条各号、第9条及び第10条各号に規定する各費用について、当該各条及び第17条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第11条、第12条、第14条、第15条及び第15条の2第1項並びに第17条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第21条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「第12条」を「第11条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「旅費法」に改め、同項を同条第3項とする。

第22条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「旅行者」を「出張者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第23条 任命権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項の規定による返納に代えて、その者に對し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第1から別表第3までを削る。

(津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

種別	旅費の額等
鉄道賃	1 旅客運賃 2 急行料金 3 特別車両料金 4 座席指定料金 5 寝台料金 6 1から5までの費用に付隨する費用
船賃	1 旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。） (1) 旅客運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の旅客運賃 (2) 旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃

	<p>(3) 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</p> <p>2 特別船室料金</p> <p>3 座席指定料金</p> <p>4 寝台料金</p> <p>5 1から4までの費用に付随する費用</p>
航空賃	現に支払を要する旅客運賃
その他の交通費	実費額
宿泊費（1夜当たり）	27,000円を上限として、地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合にあっては、当該宿泊に要する費用の額）
包括宿泊費	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額
宿泊手当（1夜当たり）	2,400円
備考	宿泊手当の額は、宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合にあってはこの表に掲げる額の3分の2の額とし、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合にあってはこの表に掲げる額の3分の1の額とする。

（津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

（委任）

第8条 この条例の実施に關し必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

種別	旅費の額等
鉄道賃	<p>1 旅客運賃</p> <p>2 急行料金</p>

	<p>3 特別車両料金</p> <p>4 座席指定料金</p> <p>5 寝台料金</p> <p>6 1 から 5 までの費用に付随する費用</p>
船賃	<p>1 旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。）</p> <p>(1) 旅客運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の旅客運賃</p> <p>(2) 旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃</p> <p>(3) 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する旅客運賃</p> <p>2 特別船室料金</p> <p>3 座席指定料金</p> <p>4 寝台料金</p> <p>5 1 から 4 までの費用に付随する費用</p>
航空賃	現に支払を要する旅客運賃
その他の交通費	実費額
宿泊費（1夜当たり）	27,000円を上限として、地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合にあっては、当該宿泊に要する費用の額）
包括宿泊費	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額
宿泊手当（1夜当たり）	2,400円
備考 宿泊手当の額は、宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合にあってはこの表に掲げる額の3分の2の額とし、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合にあってはこの表に掲げる額の3分の1の額とする。	

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び別表第1」を「から第13条までに定める額」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「宿泊料及び船賃」を「船賃及び宿泊費」に、「及び別表第1」を「、第8条及び第11条に定める額」に、「車賃」を「その他の交通費」に改める。

（津市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正）

第5条 津市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成18年津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び別表第1」を「から第13条まで」に改め、同項ただし書を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の津市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する出張命令権者が新条例第4条に規定する出張命令を発する出張及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する出張について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の津市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条に規定する出張命令権者が同条に規定する出張命令を発した出張及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した出張については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合及び死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合及び死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第23条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公  
布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第5号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）  
の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの  
子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則  
の定めるところにより、当該子を養育」とあり、「」を「並びに第2項」に改め  
る。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配  
偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至  
ったことを職員が申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立  
に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」  
といふ。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、  
請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を  
確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度  
(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する  
事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよ  
うにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を開始する日とする改正後の津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第 6 号

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年津市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市モーター ボート競走事業施設整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 7 号

津市モーター ボート競走事業施設整備基金条例を廃止する条例  
津市モーター ボート競走事業施設整備基金条例（平成 24 年津市条例第 2 号）  
は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第8号

### 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第10建築物に関する確認の項中「8,000円」を「12,000円」に、「19,000円」を「27,000円」に、「41,000円」を「63,000円」に、「63,000円」を「97,000円」に、「107,000円」を「110,000円」に、「155,000円」を「160,000円」に、「231,000円」を「239,000円」に、「341,000円」を「352,000円」に、「610,000円」を「630,000円」に、「（注）」を「（注1）」に改め、同項に次のように加える。

（注2） 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合の手数料の額は、この項に掲げる額に次の各号に掲げる額を加算した額とする。

（1）一戸建ての住宅

ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

15,000円

イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

16,000円

（2）共同住宅等

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

	27,000円
イ	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 42,000円
ウ	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 66,000円
エ	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものの 85,000円

別表第10建築物に関する完了検査（特定工程に係る建築物を除く。）の項中「17,000円」を「29,000円」に、「22,000円」を「35,000円」に、「36,000円」を「58,000円」に、「51,000円」を「82,000円」に、「67,000円」を「88,000円」に、「95,000円」を「97,000円」に、「171,000円」を「177,000円」に、「244,000円」を「252,000円」に、「449,000円」を「464,000円」に改め、同表建築物に関する完了検査（特定工程に係る建築物に限る。）の項中「17,000円」を「28,000円」に、「21,000円」を「34,000円」に、「34,000円」を「56,000円」に、「49,000円」を「79,000円」に、「64,000円」を「84,000円」に、「89,000円」を「91,000円」に、「164,000円」を「169,000円」に、「237,000円」を「245,000円」に、「443,000円」を「458,000円」に改め、同表建築物に関する中間検査の項中「17,000円」を「26,000円」に、「21,000円」を「32,000円」に、「33,000円」を「50,000円」に、「47,000円」を「71,000円」に、「62,000円」を「77,000円」に、「84,000円」を「86,000円」に、「143,000円」を「148,000円」に、「204,000円」を「211,000円」に、「391,000円」を「404,000円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

別表第15中「平成27年法律第53号」の次に「。以下この表において「法」という。」を加え、同表建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中「建築物エネルギー消費性能適合性判定」の次に「（住宅を除く。）」を加え、

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号」を「法第2条第1項第3号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号」を「法第29条第3項各号」に改め、「（注）住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、当該建築物における非住宅部分の用途及び床面積の区分に応じて算定する。」を削り、同項の前に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能適合性判定（住宅の用途に供する建築物（以下この表において「住宅」という。）に限る。）	1	ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものであるとき。	一戸建ての住宅		5,000円
			共同住宅	住戸部分	総戸数が1のもの
			等		総戸数が2以上5以下のもの
					10,000円
					総戸数が6以上10以下のもの
					17,000円
					総戸数が11以上25以下のもの
					28,000円
			共用部分		総戸数が26以上50以下のもの
					48,000円
					総戸数が51以上100以下のもの
					86,000円
					総戸数が101以上200以下のもの
					137,000円
					総戸数が201以上300以下のもの
					173,000円
					総戸数が301以上のもの
					185,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	28,000 円
床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	86,000 円
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	137,000 円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	173,000 円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	217,000 円

イ ア以外の場合

一戸建ての住宅	36,000 円
共同住宅 等	36,000 円
住戸部分	36,000 円
総戸数が 1 のもの	36,000 円
総戸数が 2 以上 5 以下のもの	74,000 円
総戸数が 6 以上 10 以下のもの	104,000 円
総戸数が 11 以上 25 以下のもの	147,000 円
総戸数が 26 以上 50 以下のもの	211,000 円
総戸数が 51 以上 100 以下のもの	303,000 円

		総戸数が101以上200以下のもの	411,000 円
		総戸数が201以上300以下のもの	539,000 円
		総戸数が301以上のもの	633,000 円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	117,000 円	
		155,000 円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のもの	194,000 円	
		303,000 円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの	389,000 円	
		465,000 円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	541,000 円	

別表第15建築物エネルギー消費性能適合性判定（住宅を除く。）の項の次に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能適合性変更判定 (住宅に限る。)	1 件 に つ き	ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものであるとき。			
		一戸建ての住宅		3,000 円	
		共同住宅	住戸部分	総戸数が1のもの	3,000 円
			等	総戸数が2以上5以下のもの	6,000 円
				総戸数が6以上10以下のもの	10,000 円
				総戸数が11以上25以下のもの	17,000 円
				総戸数が26以上50以下のもの	29,000 円
				総戸数が51以上100以下のもの	52,000 円
				総戸数が101以上200以下のもの	82,000 円
				総戸数が201以上300以下のもの	104,000 円
				総戸数が301以上のもの	111,000 円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの		6,000 円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		11,000 円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		17,000 円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000		52,000 円

平方メートル以内のもの	
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	104,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円

イ ア以外の場合

一戸建ての住宅	18,000円		
共同住宅	住戸部分	総戸数が1のもの	18,000円
等		総戸数が2以上5以下のもの	38,000円
		総戸数が6以上10以下のもの	54,000円
		総戸数が11以上25以下のもの	76,000円
		総戸数が26以上50以下のもの	110,000円
		総戸数が51以上100以下のもの	160,000円
		総戸数が101以上200以下のもの	219,000円
		総戸数が201以上300以下のもの	287,000円

			総戸数が301以上のもの	335,000 円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	59,000 円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	79,000 円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000 円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000 円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	208,000 円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	249,000 円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	292,000 円

別表第15建築物エネルギー消費性能適合性変更判定の項中「建築物エネルギー消費性能適合性変更判定」の次に「（住宅を除く。）」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号」を「法第29条第3項各号」に改め、「（注） 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、当該建築物における非住宅部分の用途及び床面積の区分に応じて算定する。」を削り、同項の次に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書の交付（住宅に限る。）	1 件 に つ き	一戸建ての住宅		9,000 円	
		共同住宅		9,000 円	
		住戸部分		19,000 円	
		総戸数が 1 のもの		27,000 円	
		総戸数が 2 以上 5 以下のもの		38,000 円	
		総戸数が 6 以上 10 以下のもの		55,000 円	
		総戸数が 11 以上 25 以下のもの		80,000 円	
		総戸数が 26 以上 50 以下のもの		109,000 円	
		総戸数が 51 以上 100 以下のもの		143,000 円	
		総戸数が 101 以上 200 以下のもの		167,000 円	
共用部分		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの		29,000 円	
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの		39,000 円	
		床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの		50,000 円	
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの		80,000 円	
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		104,000 円	
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以内のもの		124,000 円	

			方メートルを超えるもの 平方メートル以内のもの	
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円

別表第15建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書の交付の項中「交付」の次に「（住宅を除く。）」を加え、「（注）住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、当該建築物における非住宅部分の用途及び床面積の区分に応じて算定する。」を削り、同表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号」を「法第30条第1項各号」に改め、同表建築物エネルギー消費性能に係る認定の項を削る。

別表第15備考8を同表備考9とし、同表備考7中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項」を「法第30条第2項」に、「同法第36条第2項」を「法第31条第2項」に改め、同備考を同表備考8とし、同表備考6の次に次のように加える。

7 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）の適合性判定申請、軽微な変更に該当する旨の証明書の交付申請又は認定申請をする場合の手数料の金額は、住宅部分及び非住宅部分に応じたこの表に掲げる手数料の金額を合算した金額とする。

別表第15備考6を削り、同表備考5中「合算した額」を「合算した金額」に改め、同備考を同表備考6とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 共同住宅等の適合性判定申請又は軽微な変更に該当する旨の証明書の交付申請をする場合の手数料の金額は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める金額とする。

- (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
- (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 9 号

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 151 条第 13 項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年津市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第10号

津市漁港管理条例等の一部を改正する条例

(津市漁港管理条例の一部改正)

第1条 津市漁港管理条例（平成18年津市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(津市漁港整備事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 津市漁港整備事業分担金徴収条例（平成18年津市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第11号

津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（競争入札による公園施設の設置又は管理の許可）

第7条の2 市長は、法第5条第1項の規定により公園施設の設置又は管理に係る許可を行う場合において、必要と認めるときは、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付し、当該競争入札の落札者に対し、許可することができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第7条の2の規定により許可を受けた者の使用料の額は、当該許可に係る競争入札の落札金額により決定した額とする。この場合において、当該決定した額は、同項に定める使用料の額を下回ってはならない。

第19条中「一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）」を「競争入札」に改める。

第20条の11中「同条中「法」を「同条第1項中「法」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第12号

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例（平成18年津市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

### 第5条 削除

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 13 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）  
の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「又は犯罪被害者等基本法」を「、犯罪被害者等基本法」に改め、「に規定する犯罪被害者等」の次に「又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者」を加える。

### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第14号

津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「) の」を「) において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を「において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（以下「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「もの」を「者」に、「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に

改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）

については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については  
7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第15号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同項第43号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

### 附 則

この条例中第22条第1項第5号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第16号

### 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第16条中「65万円」を「66万円」に改める。

第16条の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第25条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第25条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

### 附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第 17 号

### 津市議会議員定数条例の一部を改正する条例

津市議会議員定数条例（平成 21 年津市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

本則中「34 人」を「30 人」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙において選出される議員の任期が始まる日から施行する。
- 2 改正後の津市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。  
(津市議会委員会条例の一部改正)
- 3 津市議会委員会条例（平成 18 年津市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「8 人又は 9 人」を「7 人又は 8 人」に改める。

津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第18号

津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 19 号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 7 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間における給料月額の支給に関する特例）

14 令和 7 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間における市長に対する給料月額の支給に当たっては、第 2 条第 1 号に規定する額から当該額の 100 分の 10 に相当する額を減ずる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第20号

### 津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第26条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (固定資産税等に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和6年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第 9 号

#### 津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則

津市産後ケア事業実施規則（平成 26 年津市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

#### 第 1 号様式中

「1 利用者氏名・年齢 ( 年 歳 ) を  
「1 利用者氏名・生年月日 年 月 日」に、  
「退院（予定）日」を「分娩（出生）日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

産後ケア事業利用申請書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

津市産後ケア事業実施規則第7条第1項の規定により、産後ケア事業を利用したいので下記のとおり申請します。

記

1 利用者氏名・生年月日 年 月 日

2 子の氏名・性別 (男・女)

3 出産施設名

4 分娩（出生）日 年 月 日

5 利用施設

6 利用種別 宿泊・通所・訪問

7 利用予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

8 医療機関等の意見

意見記入者

津市営墓園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第10号

津市営墓園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
津市営墓園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第1  
21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

管 理 人 (申請者が 本市の区域 外に住所を 有する場合 のみ記入)	住 所	
	氏 名	印 電話
	申請者と の続柄	
添付書類	1 申請者の住民票 2 管理人を定めたときは、その者の住民票	

管 理 人 (申請者が 本市の区域 外に住所を 有する場合 のみ記入)	住 所	
	氏 名	印
	申請者と の続柄	電 話
添付書類	1 申請者の住民票の写し（本籍の記載があるもの） 2 管理人を定めたときは、その者の住民票の写し	

※ 申請者又は管理人の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略することができます。

改める。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に、

変更区分	使用者 の 住 所・氏 名・そ の 他・管 理 人 の 変 更 管 理 人
変更前の 内 容	
変更後の 内 容	印
添付書類 そ の 他	1 墓園使用許可証 2 使用者の住民票 3 使用者が転出したときは、管理人を定めること。 4 管理人を定め、又は変更する場合は、その住民票及び承諾印

を

変更区分	<input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 選定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
変更前の 内 容	
変更後の 内 容	印
添付書類	1 墓園使用許可証 2 使用者の住所又は氏名を変更した場合は、使用者の住民票の写し（本籍の記載があるもの） 3 管理人を定め、又は変更した場合は、新たな管理人の住民票の写し

に

- (注) 1 変更区分は、該当する項目の□にレ点を付けてください。その他の場合は( )内に変更する区分を記入してください。
- 2 使用者の住所を本市の区域外に変更するときは、管理人を定めてください。
- 3 管理人を定め、又は変更する場合は、変更後の内容欄に新たな管理人の氏名、住所及び電話番号を記入してください。

※ 届出者又は管理人の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略することができます。」

改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

被埋蔵（改葬）者	氏名		性別	男・女
	死亡年月日	年月日		
	埋蔵（改葬）年月日	年月日		
	使用者との続柄			
	死亡年齢	歳		
添付書類	1 埋蔵のときは、火葬許可証 2 改葬のときは、改葬許可証 3 墓園使用許可証（提示）			
使用者について、既に承継原因が発生している場合には、所定の手続により、使用承継手続を先に済ませてください。				

を

被埋蔵（被改葬）者	本籍			
	住所			
	氏名		性別	男・女
	死亡年月日	年月日		
	埋蔵（改葬）年月日	年月日		
	使用者との続柄			
添付書類	1 埋蔵のときは、火葬許可証（火葬証明） 2 改葬のときは、改葬許可証 3 墓園使用許可証（提示）			

に

(注) 使用者について、既に承継原因が発生している場合には、所定の手続により、使用承継手続を先に済ませてください。

※ 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」改める。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に、

工事 請負人	住 所			
	氏 名	印 電話		
添付書類	平面図、正面図、その他			

を

工事 請負人	住 所			
	氏 名	印 電 話		
添付書類	平面図及び正面図			

に

※ 届出者又は工事請負人の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略することができます。」

改める。

第7号様式中「あて先」を「宛先」に、

承継者の 管 理 人	住 所	電話
	氏 名	印 承継者との続柄
添付書類	1 承継者の住民票 2 被承継者の墓園使用許可証 3 本市の区域外に住所を有する承継者にあっては、管理人を定め、その住民票及び承諾印	

を

「

管 理 人 (承継者が 本市の区域 外に住所を 有する場合 のみ記入)	住 所		
	氏 名	印	
	承継者と の続柄		電 話
添付書類	1 承継者の住民票の写し（本籍の記載があるもの） 2 被承継者の墓園使用許可証 3 本市の区域外に住所を有する承継者にあっては、 管理人の住民票の写し		

※ 承継者又は管理人の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略す  
ることができます。」

改める。

第9号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

添付書類	墓園使用許可書、印鑑登録証明書（1通）
------	---------------------

「

添付書類	1 墓園使用許可証 2 印鑑登録証明書
------	------------------------

改める。

第10号様式中「あて先」を「宛先」に、「墓園使用許可証のを」を「墓園  
使用許可証の」に改め、同様式に次のように加える。

※ 使用者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第11号様式（裏）中

「

死 亡	死 亡
年 月 日	年 齡
・ ・	
・ ・	
・ ・	

・	・	
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	

を

・	・	
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	

に改める。

## 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

墓園使用許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）  
住 所  
申請者 氏 名   
電 話

次のとおり津市（名称）を使用したいので申請します。

申請理由			
管 理 人 (申請者が 本市の区域 外に住所を 有する場合 のみ記入)	住 所		
	氏 名		
	申請者と の 続 柄		電 話
添 付 書 類	1 申請者の住民票の写し（本籍の記載があるもの） 2 管理人を定めたときは、その者の住民票の写し		

※ 申請者又は管理人の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略することができます。

## 第3号様式（第4条関係）

## 墓園使用許可内容等変更届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )  
 住 所  
 届出者 氏 名 印  
 電 話

次のとおり津市（名称）の使用許可の内容等を変更しましたので届け出ます。

許可番号	第号	許可年月日	年月日
使用墓所	列号	区画面積	m <sup>2</sup>
変更区分	<input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 選定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )		
変更前の内容			
変更後の内容			
添付書類	1 墓園使用許可証 2 使用者の住所又は氏名を変更した場合は、使用者の住民票の写し（本籍の記載があるもの） 3 管理人を定め、又は変更した場合は、新たな管理人の住民票の写し		

(注) 1 変更区分は、該当する項目の□にレ点を付けてください。その他の場合は（ ）内に変更する区分を記入してください。

- 2 使用者の住所を本市の区域外に変更するときは、管理人を定めてください。
- 3 管理人を定め、又は変更する場合は、変更後の内容欄に新たな管理人の氏名、住所及び電話番号を記入してください。

※ 届出者又は管理人の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略することができます。

## 第4号様式（第6条関係）

## 墓園埋蔵（改葬）届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )  
 住 所  
 届出者 氏 名 印  
 電 話

次のとおり津市（名称）に埋蔵（改葬）しますので届け出ます。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	使用墓所	列 号
被 埋 蔵（被 改 葬）者	本 籍				
	住 所				
	氏 名			性 別	男・女
	死 亡 年 月 日			年 月 日	
	埋 蔵（改 葬）年 月 日			年 月 日	
	使 用 者 と の 続 柄				
添 付 書 類	1 埋 蔵 の と き は、火 葬 許 可 証（火 葬 証 明） 2 改 葬 の と き は、改 葬 許 可 証 3 墓 園 使 用 許 可 証（提 示）				

（注）使用者について、既に承継原因が発生している場合には、所定の手続により、使用承継手続を先に済ませてください。

※ 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

## 第5号様式（第7条関係）

## 墓園工事届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )  
 住 所  
 届出者 氏 名 印  
 電 話

次のとおり津市（名称）の墓所の工事を行いますので届け出ます。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用墓所	列 号	区画面積	$m^2$
施設の概要	碑石等の高さ m 碑石等の幅 m × m その他		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事請負人	住 所		
	氏 名	印	電 話
添付書類	平面図及び正面図		

※ 届出者又は工事請負人の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略することができます。

## 第7号様式（第8条関係）

## 墓園使用承継許可申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )

住 所

申請者 氏 名

印

(承継者) 被承継者との続柄

電 話

次のとおり津市（名称）の墓所の使用権を承継したいので、申請します。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用墓所	列 号	区画面積	m <sup>2</sup>
承継申請理由			
被承継者	住 所		
	氏 名		
管 理 人 (承継者が本市の区域外に住所を有する場合のみ記入)	住 所		
	氏 名	印	
	承継者との続柄	電 話	
添付書類	1 承継者の住民票の写し（本籍の記載があるもの） 2 被承継者の墓園使用許可証 3 本市の区域外に住所を有する承継者にあっては、管理人の住民票の写し		

※ 承継者又は管理人の氏名を自署する場合は、押印をそれぞれ省略することができます。

第9号様式（第11条関係）

墓園返還届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）  
住 所  
使用者 氏 名 印  
電 話

次のとおり津市（名称）の墓所を返還します。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用墓所	列 号	区 画 面 積	m <sup>2</sup>
返還日	年 月 日		
返還理由			
添付書類	1 墓園使用許可証 2 印鑑登録証明書		

返還状況と 原状回復処 置 そ の 他	
------------------------------	--

第10号様式（第12条関係）  
墓園使用許可証再交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）  
住 所  
使用者 氏 名 印  
電 話

次のとおり津市（名称）の墓園使用許可証の再交付を申請します。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
使用墓所	列 号		
区画面積	m <sup>2</sup>		
管 理 人	住 所		
	氏 名		
申請理由			
備 考			

※ 使用者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

### 第11号様式（第13条関係）

(表)

墓園貸付管理台帳					津市(名称)
					列号( )
使用料 円		管理料 円	合計 円		
申込受付年月日	年月日		使用料等納入年月日	年月日	
許可証交付年月日	年月日		許可番号	第号	
使用者	異動年月日	原因	本籍	住所	氏名
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				
管理人	異動年月日	原因	住	所	氏名
	・・				
	・・				
	・・				
	・・				

備考

(裏)

津市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第11号

津市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
津市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（平成18年津市規則第1  
97号）の一部を次のように改正する。

第8条の表明神町自転車等保管庫の項を削る。

第5号様式中「5　返還期限」を「5　返還期限等」に改め、「返還を受けるときには、撤去等に係る費用　　円並びにこの返還通知書、身分を証明するもの及び印鑑のほか、自転車等のかぎなど、必要なものを持参してください。」を削る。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第5号様式（第10条関係）

返還通知書

（記号番号）

年月日

（氏名）様

津市長（氏名）印

あなたの利用等による自転車等を津市自転車等の放置の防止に関する条例の規定に基づき、撤去し、保管していますので、速やかに返還を受けられるよう次のとおり通知します。

なお、返還期限までに引取りがないときは、自転車等の所有権は、津市に帰属します。

- 1 自転車等の区分
- 2 放置されていた場所
- 3 撤去日時
- 4 連絡場所
- 5 返還期限等
- 6 返還日時
- 7 撤去時に係る費用
- 8 備考

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第12号

### 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（扶養手当の支給等）」を付し、同条第2項中「条例第20条第1項」を「次条第1項」に改め、同条第3項第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第8条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子（条例第19条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は同条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始に

については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等（条例第 19 条第 3 項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下同じ。）で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職 8 級職員等（同条第 3 項に規定する行政職 8 級職員等をいう。以下同じ。）が行政職 8 級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 8 級職員等以外のものが行政職 8 級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合

第 9 条第 4 項中「1 年を超える場合は 2 年」を「1 年を超える場合は 2 年とし、2 年を超える場合は 3 年」に改める。

第 19 条第 3 号中「引き続き」の次に「国家公務員又は」を加え、「限る。」を「限る。以下同じ。」に改める。

第 24 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（期末手当に係る在職期間）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 24 条の 2 基準日前 6 箇月以内の期間において、国家公務員又は他の地方公務員がその退職に引き続き条例の適用を受ける職員（市長の定める者に限る。）となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を前条第 1 項の在職期間に算入する。

第25条第2項を次のように改める。

2 国家公務員又は他の地方公務員がその退職に引き続き条例の適用を受ける職員（市長の定める者に限る。）となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第34条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（勤勉手当に係る勤務期間）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第34条の2 第24条の2の規定は、前条第1項に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

第35条第1号中「100分の215」を「100分の315」に、「100分の255」を「100分の375」に改め、同条第2号中「100分の102.5」を「100分の150」に、「100分の122.5」を「100分の180」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 100分の262.5

別表第1行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級8級の部1の項中「103, 700円」を「123, 700円」に改め、同部2の項中「103, 700円」を「108, 800円」に改め、同部3の項中「94, 300円」を「99, 000円」に改め、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級7級の部1の項中「79, 500円」を「83, 400円」に改め、同部2の項中「75, 100円」を「78, 800円」に改め、同部3の項中「70, 700円」を「74, 200円」に改め、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級6級の部1の項及び2の項中「66, 400円」を「69, 700円」に改め、同部3の項中「62, 200円」を「65, 300円」に改め、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級5級の部中「55, 200円」を「57, 900円」に改め、同表教育職給料表（一）の職務の級4級の部中「123, 100円」を「123, 700円」に改め、同表教育職給料表（一）の職務の級4級から1級までの部中「81, 300円」を「85, 300円」に改め、同表教育職給料表（二）の職務の級3級の部中「55, 200円」を「57, 900円」に改める。

別表第2中「6級地」を「5級地」に改める。

別表第3中「3級33号給」を「3級29号給」に、「2級10号給」を

「2級の職員」に、「2級60号給」を「2級48号給」に改める。

第1号様式中「津市職員の給与に関する条例第20条第1項」を「津市職員の給与に関する規則第8条の2第1項」に改め、「死亡」の次に「、就職、離職」を加える。

第2条 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式中「婚姻、離婚、」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の津市職員の給与の支給に関する規則第8条の2の規定の適用については、同条第3項第4号中「扶養親族たる父母等」とあるのは、「扶養親族たる父母等及び条例第19条第2項第6号に該当する扶養親族」とする。

(令和8年3月31日までの間における条例第22条の規定による地域手当の支給割合)

3 津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年津市条例第号）附則第5条の規定により読み替えられた条例第22条第2項各号の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

第22条第2項第1号	100分の20
第22条第2項第5号	100分の5

第1号様式（第8条関係）

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日提出）

任命権者 様	所 属		
	職員番号		氏名

津市職員の給与に関する規則第8条の2第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます（証明書類 通添付）。

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと）

- 1 新たに職員となった。
- 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある。
- 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者（子、孫又は弟妹で満22歳に達する日以後の最初の3月31日を超えたものを除く。）がある。

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

（注） 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入すること。

- 2 別居している場合は、「同居・別居の別」欄に住所地の市区町村名まで記入すること。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入すること。
- 4 届出の理由の2又は3に該当する場合は、「届出の事由」欄にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等）をそれぞれ記入すること。

参考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入すること。）

--

第1号様式（第8条関係）

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日提出）

任命権者 様	所 属		
	職員番号		氏名

津市職員の給与に関する規則第8条の2第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます（証明書類 通添付）。

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと）

- 1 新たに職員となった。
- 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある。
- 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者（子、孫又は弟妹で満22歳に達する日以後の最初の3月31日を超えたものを除く。）がある。

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

（注） 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入すること。

- 2 別居している場合は、「同居・別居の別」欄に住所地の市区町村名まで記入すること。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入すること。
- 4 届出の理由の2又は3に該当する場合は、「届出の事由」欄にその事由（例えば出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等）をそれぞれ記入すること。

参考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入すること。）

--

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第13号

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第14号

津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の住居手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削る。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第15号

### 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第14条の3に次の1項を加える。

1 1 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものを条例第9条第1項の規定により昇給をさせる場合の昇給の号給数については、前項の規定にかかわらず、同条第2項中「4号給」とあるのは「1号給」とし、別に定める基準に従い、決定するものとする。

別表第3中「1級27号給」を「1級25号給」に、「1級19号給」を「1級17号給」に、「1級11号給」を「1級9号給」に、「1級7号給」を「1級5号給」に改める。

別表第5を次のように改める。

## 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第5 昇格時号給対応表（第9条関係）

## ア 行政職給料表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5
30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5

3 4	2	1 4	1 4	2 6	2 2	1 1	5
3 5	3	1 5	1 5	2 7	2 3	1 2	5
3 6	4	1 6	1 6	2 8	2 4	1 2	5
3 7	5	1 7	1 7	2 9	2 5	1 3	5
3 8	6	1 8	1 8	3 0	2 6	1 3	5
3 9	7	1 9	1 9	3 1	2 7	1 3	5
4 0	8	2 0	2 0	3 2	2 8	1 3	5
4 1	9	2 1	2 1	3 3	2 9	1 4	5
4 2	1 0	2 2	2 2	3 4	2 9	1 4	5
4 3	1 1	2 3	2 3	3 5	3 0	1 4	5
4 4	1 2	2 4	2 4	3 6	3 0	1 4	5
4 5	1 3	2 5	2 5	3 7	3 1	1 5	5
4 6	1 4	2 6	2 6	3 8	3 1	1 5	5
4 7	1 5	2 7	2 7	3 9	3 2	1 5	5
4 8	1 6	2 8	2 8	4 0	3 2	1 5	6
4 9	1 7	2 9	2 9	4 1	3 3	1 5	6
5 0	1 8	3 0	3 0	4 2	3 3	1 5	6
5 1	1 9	3 1	3 1	4 3	3 4	1 5	6
5 2	2 0	3 2	3 2	4 4	3 4	1 5	6
5 3	2 1	3 3	3 3	4 5	3 5	1 5	6
5 4	2 1	3 3	3 4	4 6	3 5	1 5	6
5 5	2 2	3 4	3 5	4 7	3 6	1 5	6
5 6	2 2	3 4	3 6	4 8	3 6	1 5	6
5 7	2 3	3 5	3 7	4 9	3 7	1 5	6
5 8	2 3	3 5	3 7	5 0	3 7	1 5	6
5 9	2 4	3 6	3 7	5 1	3 8	1 5	6
6 0	2 4	3 6	3 8	5 2	3 8	1 5	6
6 1	2 5	3 7	3 8	5 3	3 8	1 5	6
6 2	2 5	3 8	3 8	5 4	3 8	1 5	6
6 3	2 6	3 9	3 9	5 5	3 8	1 5	6
6 4	2 6	4 0	3 9	5 6	3 8	1 5	6
6 5	2 7	4 1	3 9	5 7	3 8	1 5	6
6 6	2 7	4 1	4 0	5 8	3 8	1 6	6
6 7	2 8	4 2	4 0	5 9	3 8	1 6	6
6 8	2 8	4 2	4 0	6 0	3 8	1 6	6
6 9	2 9	4 3	4 1	6 0	3 9	1 6	6
7 0	2 9	4 3	4 1	6 0	3 9	1 6	6
7 1	2 9	4 4	4 1	6 0	3 9	1 6	6
7 2	3 0	4 4	4 2	6 0	3 9	1 6	6

7 3	3 0	4 5	4 2	6 1	3 9	1 7	6
7 4	3 0	4 5	4 2	6 1	3 9	1 7	6
7 5	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9	1 7	6
7 6	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9	1 7	6
7 7	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9	1 7	6
7 8	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9	1 8	6
7 9	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9	1 8	6
8 0	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9	1 8	6
8 1	3 3	4 6	4 5	6 3	4 0	1 8	7
8 2	3 3	4 6	4 5	6 4	4 0	1 8	7
8 3	3 3	4 7	4 5	6 5	4 0	1 8	7
8 4	3 4	4 7	4 5	6 6	4 0	1 8	7
8 5	3 4	4 7	4 6	6 7	4 1	1 9	7
8 6	3 4	4 7	4 6	6 8	4 1	2 0	7
8 7	3 5	4 7	4 6	6 8	4 1	2 1	7
8 8	3 5	4 8	4 6	6 8	4 1	2 2	7
8 9	3 5	4 8	4 7	6 9	4 2	2 2	7
9 0	3 6	4 8	4 7	7 0	4 2	2 3	7
9 1	3 6	4 8	4 7	7 1	4 2	2 4	7
9 2	3 6	4 8	4 7	7 2	4 2	2 4	7
9 3	3 7	4 9	4 7	7 3	4 3	2 5	7
9 4		4 9	4 7	7 4	4 4	2 6	7
9 5		4 9	4 7	7 5	4 5	2 6	7
9 6		4 9	4 8	7 6	4 5	2 7	7
9 7		4 9	4 8	7 7	4 6	2 8	7
9 8		5 0	4 8	7 8	4 7	2 8	7
9 9		5 0	4 8	7 9	4 7	2 9	
1 0 0		5 0	4 8	8 0	4 8	3 0	
1 0 1		5 0	4 8	8 1	4 9	3 0	
1 0 2		5 0	4 8	8 2	4 9	3 1	
1 0 3		5 1	4 9	8 3	5 0	3 2	
1 0 4		5 1	4 9	8 4	5 1	3 2	
1 0 5		5 1	4 9	8 5	5 1	3 3	
1 0 6		5 1	4 9	8 6	5 2	3 4	
1 0 7		5 1	4 9	8 7	5 3	3 4	
1 0 8		5 2	4 9	8 8	5 3	3 5	
1 0 9		5 2	4 9	8 9	5 4	3 6	
1 1 0		5 2	4 9	9 0	5 5	3 6	
1 1 1		5 2	4 9	9 1	5 5	3 7	

1 1 2		5 2	4 9	9 2	5 6	3 8	
1 1 3		5 2	4 9	9 3	5 7	3 8	
1 1 4		5 2	5 0	9 4	5 7	3 9	
1 1 5		5 2	5 1	9 5	5 8	4 0	
1 1 6		5 2	5 1	9 6	5 9	4 0	
1 1 7		5 3	5 2	9 7	5 9	4 1	
1 1 8		5 3	5 2	9 8	6 0	4 2	
1 1 9		5 3	5 3	9 9	6 1	4 2	
1 2 0		5 3	5 3	1 0 0	6 1	4 3	
1 2 1		5 3	5 4	1 0 1	6 2	4 4	
1 2 2		5 3	5 4	1 0 2	6 3	4 4	
1 2 3		5 3	5 5	1 0 3	6 3	4 5	
1 2 4		5 3	5 5	1 0 4	6 4	4 6	
1 2 5		5 3	5 6	1 0 5	6 5	4 6	
1 2 6			5 6	1 0 6	6 5	4 7	
1 2 7			5 7	1 0 7	6 6	4 8	
1 2 8			5 7	1 0 8	6 7	4 8	
1 2 9			5 8	1 0 9	6 7	4 9	
1 3 0			5 8	1 1 0	6 8	5 0	
1 3 1			5 9	1 1 1	6 9	5 0	
1 3 2			5 9	1 1 2	6 9	5 1	
1 3 3			6 0	1 1 3	7 0	5 2	
1 3 4			6 0	1 1 4	7 1	5 2	
1 3 5			6 1	1 1 6	7 1	5 3	
1 3 6			6 1	1 1 7	7 2	5 4	
1 3 7			6 2	1 1 8	7 3	5 4	
1 3 8			6 2	1 2 0	7 3	5 5	
1 3 9			6 3	1 2 1	7 4	5 6	
1 4 0			6 3	1 2 3	7 5	5 6	
1 4 1			6 4	1 2 4	7 5	5 7	
1 4 2			6 4	1 2 5	7 6	5 8	
1 4 3			6 5	1 2 7	7 7	5 8	
1 4 4			6 5	1 2 8	7 7	5 9	
1 4 5			6 6	1 3 0	7 8	6 0	
1 4 6			6 6	1 3 1	7 9	6 0	
1 4 7			6 7	1 3 2	7 9		
1 4 8			6 7	1 3 4	8 0		
1 4 9			6 8		8 1		
1 5 0			6 8		8 1		

1 5 1			6 9		8 2		
1 5 2			6 9		8 3		
1 5 3			7 0		8 4		
1 5 4			7 0		8 5		
1 5 5			7 1		8 6		
1 5 6			7 1		8 7		
1 5 7			7 2		8 8		
1 5 8			7 3		8 9		
1 5 9			7 4		9 0		
1 6 0			7 5		9 1		
1 6 1			7 6				
1 6 2			7 7				
1 6 3			7 8				
1 6 4			7 9				
1 6 5			8 0				
1 6 6			8 0				
1 6 7			8 1				
1 6 8			8 1				
1 6 9			8 2				
1 7 0			8 3				

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第16号

#### 津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第31条第3項第1号」を「第31条第3項」に改める。

第4条ただし書中「午前0時」を「午前5時」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 17 号

津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成 22 年津市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を削り、第 6 条を第 4 条とし、第 7 条を第 5 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第18号

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和2年津市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第10項中「100分の97.5」を「100分の150」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第19号

### 津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第211号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第3条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級
	1	円 252	円 527	円 620
	2	252	527	620
	3	252	527	620
	4	252	527	620
	5	275	548	641
	6	275	548	641
	7	275	548	641
	8	275	548	641
	9	288	568	662
	10	288	568	662
	11	288	568	662
	12	288	568	662
	13	302	608	682
	14	302	608	682
	15	302	608	682
	16	302	629	682
	17	318	629	702

1 8	3 1 8	6 2 9	7 0 2
1 9	3 1 8	6 2 9	7 0 2
2 0	3 1 8	6 4 9	7 0 2
2 1	3 3 4	6 4 9	7 2 1
2 2	3 3 4	6 4 9	7 2 1
2 3	3 3 4	6 4 9	7 2 1
2 4	3 3 4	6 6 8	7 2 1
2 5	3 5 0	6 6 8	7 4 1
2 6	3 5 0	6 6 8	7 4 1
2 7	3 5 0	6 6 8	7 4 1
2 8	3 5 0	6 8 6	7 4 1
2 9	3 6 7	6 8 6	7 6 0
3 0	3 6 7	6 8 6	7 6 0
3 1	3 6 7	7 0 4	7 6 0
3 2	3 6 7	7 0 4	7 6 0
3 3	3 8 3	7 0 4	7 7 9
3 4	3 8 3	7 0 4	7 7 9
3 5	3 8 3	7 2 2	7 7 9
3 6	3 8 3	7 2 2	7 7 9
3 7	3 9 9	7 2 2	7 9 8
3 8	3 9 9	7 2 2	7 9 8
3 9	3 9 9	7 3 9	7 9 8
4 0	3 9 9	7 3 9	7 9 8
4 1	4 1 6	7 3 9	8 1 8
4 2	4 1 6	7 5 5	8 1 8
4 3	4 1 6	7 5 5	8 1 8
4 4	4 1 6	7 5 5	8 1 8
4 5	4 4 9	7 7 1	8 3 7
4 6	4 4 9	7 7 1	8 3 7
4 7	4 4 9	7 7 1	8 3 7
4 8	4 4 9	7 8 6	8 3 7
4 9	4 6 7	7 8 6	8 5 6

5 0	4 6 7	7 8 6	8 5 6
5 1	4 6 7	8 0 1	8 5 6
5 2	4 6 7	8 0 1	8 5 6
5 3	4 8 7	8 0 1	8 7 4
5 4	4 8 7	8 1 5	8 7 4
5 5	4 8 7	8 1 5	8 7 4
5 6	4 8 7	8 1 5	8 7 4
5 7	5 2 7	8 2 9	8 8 9
5 8	5 2 7	8 2 9	8 8 9
5 9	5 2 7	8 2 9	8 8 9
6 0	5 2 7	8 4 2	8 8 9
6 1	5 4 8	8 4 2	9 0 4
6 2	5 4 8	8 5 3	9 0 4
6 3	5 4 8	8 5 3	9 0 4
6 4	5 4 8	8 5 3	9 0 4
6 5	5 6 8	8 6 4	9 1 7
6 6	5 6 8	8 6 4	9 1 7
6 7	5 6 8	8 7 4	9 1 7
6 8	5 6 8	8 7 4	9 1 7
6 9	6 0 8	8 7 4	9 2 9
7 0	6 0 8	8 8 2	9 2 9
7 1	6 0 8	8 8 2	9 2 9
7 2	6 0 8	8 8 2	9 2 9
7 3	6 2 9	8 8 2	9 3 8
7 4	6 2 9	8 8 2	9 3 8
7 5	6 2 9	8 8 2	9 3 8
7 6	6 2 9	8 8 2	9 3 8
7 7	6 4 9	8 8 2	9 4 7
7 8	6 4 9	8 8 2	9 4 7
7 9	6 4 9	8 8 2	9 4 7
8 0	6 4 9	8 8 2	9 4 7
8 1	6 6 8	8 8 2	9 5 6

定年前再任  
用短時間勤  
務職員以外  
の職員

8 2	6 6 8	8 8 2	9 5 6
8 3	6 6 8	8 8 2	9 5 6
8 4	6 6 8	8 8 2	9 5 6
8 5	6 8 6	8 8 2	9 5 6
8 6	6 8 6	8 8 2	9 5 6
8 7	6 8 6	8 8 2	9 5 6
8 8	6 8 6	8 8 2	9 5 6
8 9	7 0 4	8 8 2	9 5 6
9 0	7 0 4	8 8 2	9 5 6
9 1	7 0 4	8 8 2	9 5 6
9 2	7 0 4	8 8 2	9 5 6
9 3	7 2 2	8 8 2	9 5 6
9 4	7 2 2	8 8 2	9 5 6
9 5	7 2 2	8 8 2	9 5 6
9 6	7 2 2	8 8 2	9 5 6
9 7	7 3 9	8 8 2	9 5 6
9 8	7 3 9	8 8 2	9 5 6
9 9	7 3 9	8 8 2	9 5 6
1 0 0	7 3 9	8 8 2	9 5 6
1 0 1	7 5 5	8 8 2	9 5 6
1 0 2	7 5 5	8 8 2	9 5 6
1 0 3	7 5 5	8 8 2	9 5 6
1 0 4	7 5 5	8 8 2	9 5 6
1 0 5	7 7 1	8 8 2	9 5 6
1 0 6	7 7 1	9 0 3	9 5 6
1 0 7	7 7 1	9 0 3	9 5 6
1 0 8	7 7 1	9 0 3	9 5 6
1 0 9	7 8 6	9 1 5	9 5 6
1 1 0	7 8 6	9 1 5	9 5 6
1 1 1	7 8 6	9 1 5	9 5 6
1 1 2	7 8 6	9 1 5	9 5 6
1 1 3	8 0 1	9 2 5	9 5 6

1 1 4	8 0 1	9 2 5	9 5 6
1 1 5	8 0 1	9 2 5	9 5 6
1 1 6	8 0 1	9 2 5	9 5 6
1 1 7	8 1 5	9 3 5	9 5 6
1 1 8	8 1 5	9 3 5	9 5 6
1 1 9	8 1 5	9 3 5	9 5 6
1 2 0	8 1 5	9 3 5	9 5 6
1 2 1	8 2 9	9 4 5	9 5 6
1 2 2	8 2 9	9 4 5	9 5 6
1 2 3	8 2 9	9 4 5	9 5 6
1 2 4	8 2 9	9 4 5	9 5 6
1 2 5	8 4 2	9 5 3	9 5 6
1 2 6	8 4 2	9 5 3	9 5 6
1 2 7	8 4 2	9 5 3	9 5 6
1 2 8	8 4 2	9 5 3	9 5 6
1 2 9	8 5 3	9 5 3	9 5 6
1 3 0	8 5 3	9 5 3	9 5 6
1 3 1	8 5 3	9 5 3	9 5 6
1 3 2	8 5 3	9 5 3	9 5 6
1 3 3	8 6 4	9 5 3	9 5 6
1 3 4	8 6 4	9 5 3	9 5 6
1 3 5	8 6 4	9 5 3	9 5 6
1 3 6	8 6 4	9 5 3	9 5 6
1 3 7	8 7 4	9 5 3	9 5 6
1 3 8	8 7 4	9 5 3	9 5 6
1 3 9	8 7 4	9 5 3	9 5 6
1 4 0	8 7 4	9 5 3	9 5 6
1 4 1	8 8 2	9 5 3	9 5 6
1 4 2	8 8 2	9 5 3	9 5 6
1 4 3	8 8 2	9 5 3	9 5 6
1 4 4	8 8 2	9 5 3	
1 4 5	8 8 2	9 5 3	

1 4 6	8 8 2	9 5 3	
1 4 7	8 8 2	9 5 3	
1 4 8	8 8 2	9 5 3	
1 4 9	8 8 2	9 5 3	
1 5 0	8 8 2	9 5 3	
1 5 1	8 8 2	9 5 3	
1 5 2	8 8 2	9 5 3	
1 5 3	8 8 2	9 5 3	
1 5 4	8 8 2	9 5 3	
1 5 5	8 8 2	9 5 3	
1 5 6	8 8 2	9 5 3	
1 5 7	8 8 2	9 5 3	
1 5 8	8 8 2	9 5 3	
1 5 9	8 8 2		
1 6 0	8 8 2		
1 6 1	8 8 2		
1 6 2	8 8 2		
1 6 3	8 8 2		
1 6 4	8 8 2		
1 6 5	8 8 2		
1 6 6	8 8 2		
1 6 7	8 8 2		
1 6 8	8 8 2		
1 6 9	8 8 2		
1 7 0	8 8 2		
1 7 1	8 8 2		
1 7 2	8 8 2		
1 7 3	8 8 2		
1 7 4	8 8 2		
1 7 5	8 8 2		
1 7 6	8 8 2		
1 7 7	8 8 2		

178	882		
179	882		
180	882		
181	882		
182	882		
183	882		
184	882		
185	882		
186	882		
定年前再任 用短時間勤 務職員	487	590	641

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則をここに公  
布する。

令和7年3月25日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第20号

### 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
(平成18年津市条例第9号。以下「条例」という。) 第8条の規定に基づ  
き、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (宿泊費の額等)

第2条 条例別表の規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)は、別  
表のとおりとする。

2 条例別表の宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合は、  
現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、次の各号のい  
ずれかに該当するときとする。

- (1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に  
宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果  
から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

#### (委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜当たり）
北海道	18,000円
青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円
福島県	11,000円
茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円
千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円

鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第21号

### 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (宿泊費の額等)

第2条 条例別表の規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）は、別表のとおりとする。

2 条例別表の宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

#### (委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜当たり）
北海道	18,000円
青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円
福島県	11,000円
茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円
千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円

鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第22号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第2  
2号）の一部を次のように改正する。

第13条第8項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあっては  
3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を削る。

第21条第1項第16号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾  
病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）  
第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める  
事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事  
のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の津市職員の勤務時間、休日及  
び休暇に関する規則第21条第1項第16号の休暇については、改正後の津  
市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第21条第1項第16号の休  
暇として使用されたものとみなす。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 23 号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成 18 年津市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の部中

「

三 重 県
津 市 長
印 水 工

」 を 「

三 重 県
津 市 長
印 水 事

」 に「上下水道事業局水道工務課工事担当」

当」を「上下水道事業局水道整備課工事担当」に改め、同表保育園印の部及び保育園長印の部中「19」を「18」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員等の旅費に関する条例施行規則及び津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第24号

津市職員等の旅費に関する条例施行規則及び津市会計規則の一部を改正する規則

(津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成18年津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の3条を加える。

(用語)

第1条の2 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第3号の規則で定める者)

第1条の3 条例第2条第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 国若しくは他の地方公共団体の職員であった者で引き続き採用されたもの又はこれらの職員としての身分を保有したまま採用された者のうち、市長が特に必要と認めたもの

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

(条例第2条第7号の規則で定めるもの)

第1条の4 条例第2条第7号の規則で定めるものは、役務及びカード等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項第1号のカード等をいう。）とする。

第2条の見出し中「旅行取消し等の場合」を「出張命令の変更を受けた場合等」に改め、同条中「による」を「とする」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第7条各号、条例第8条各号、条例第9条及び条例第10条各号に規定する各費用について、当該各条及び条例第17条の規定により計算した額と現に支払った額で、所要の払戻手続を採ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額

又は所要の取消手続を採ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第11条、条例第12条、条例第14条、条例第15条及び条例第15条の2第1項並びに条例第17条の規定により計算した額と現に支払った額で、所要の払戻手続を採ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続を採ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

第2条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げる額のほか、手数料その他の出張命令の変更等に伴い支給する必要があるものとして出張命令権者が認めた額

第3条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に改め、同条中「による」を「とする」に改め、同条ただし書を削り、同条第1号中「輸送機関」を「交通手段」に、「等の切符類」を「、航空券等」に改め、「（以下「切符類」という。）」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同条第2号中「（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）」を削る。

第4条第1項中「条例第4条に規定する」及び「（以下「出張命令権者」という。）」を削り、同条第4項中「第19条」を「第18条」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

（鉄道賃に係る鉄道）

第5条 鉄道賃に係る鉄道は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの  
(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの

（船賃に係る船舶）

第6条 船賃に係る船舶は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

（航空賃に係る航空機）

第7条 航空賃に係る航空機は、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとす

る。

第8条第1項を次のように改める。

航空賃は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、これを支給することができるものとする。

(1) 任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いと認め、航空機の利用を許可したとき。

(2) 航空機を利用する旅行に係る旅費の合計額（鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当の合計額をいう。以下この号において同じ。）が航空機を利用しない旅行に係る旅費の合計額より低廉となる場合であって、任命権者が航空機の利用を許可したとき。

第9条から第11条までを次のように改める。

（条例第6条第6項の規則で定める場合）

第9条 条例第6条第6項の宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、出張命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（宿泊費基準額）

第10条 条例第11条の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（宿泊手当の額等）

第11条 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、条例第13条第2項の規定にかかわらず、1夜当たり2,400円とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

2 出張者が旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、条例第13条の規定又は前項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しないものとする。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条の次に次の6条を加える。

（転居費の算定方法等）

第12条 条例第14条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
  - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
  - (3) 出張者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）を転居費の額とする方法
- 2 前項の方法による算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第13条 同一行政区域（特別区、市、町及び村の区域をいう。）内における在勤官署の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しないものとする。

（給与の種類）

第14条 条例第16条第4項及び第23条第2項に規定する給与の種類は、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。第16条において「給与条例」という。）に規定する給料並びに管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（旅費の調整）

第15条 市長が旅費を支給する必要がないと認めるときは、旅費額の全部又は一部を支給しないことができる。

（通勤手当との調整）

第16条 出張者が給与条例第24条に規定する通勤手当又はこれに相当す

る給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（年度経過による区分）

第17条 移動中における年度の経過のため、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜当たり）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円

愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

第1号様式に次のように加える。

#### 備考

- 1 出張地の欄は、行政単位である市町村名及び場所名等を具体的に記入すること。
- 2 出張用件の欄は、詳細に記入すること。
- 3 出張者職氏名印の欄は、出張命令を受領した者が押印すること。
- 4 摘要の欄は、随行出張、出張取消し、変更の別その他必要事項を記入すること。

(津市会計規則の一部改正)

第2条 津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第3号中「市外旅費概算（精算）請求書（第23号様式）」を「旅費概算（精算）請求書（第23号様式）又は」に改め、「又は市内旅費概算（精算）請求書（第25号様式）」を削る。

第23号様式（表）中「市外旅費概算（精算）請求書」を「旅費概算（精算）請求書」に、「請求 精算」を「請求」に改め、同様式（裏）中「出張地」の次に「及び宿泊地」を加え、

運賃	急行料	特別車両料金	船賃	車賃	日当	昼食	宿泊料
・km	・km	・km	・km	・km	日	有・無	夜 ・円
・円	・円	・円	・円	・円	・円		
・km	・km	・km	・km	・km	日	有・無	夜 ・円
・円	・円	・円	・円	・円	・円		
・km	・km	・km	・km	・km	日	有・無	夜 ・円
・円	・円	・円	・円	・円	・円		
・km	・km	・km	・km	・km	日	有・無	夜 ・円
・円	・円	・円	・円	・円	・円		
・km	・km	・km	・km	・km	日	有・無	夜 ・円
・円	・円	・円	・円	・円	・円		
・km	・km	・km	・km	・km	日	有・無	夜 ・円
・円	・円	・円	・円	・円	・円		
・km	・km	・km	・km	・km	日	有・無	夜 ・円
・円	・円	・円	・円	・円	・円		
・km	・km	・km	・km	・km	日	有・無	夜 ・円
・円	・円	・円	・円	・円	・円		

を

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費	宿泊手当
円	円	円	円	夜 ・円	夜 ・円
円	円	円	円	夜 ・円	夜 ・円
円	円	円	円	夜 ・円	夜 ・円
円	円	円	円	夜 ・円	夜 ・円
円	円	円	円	夜 ・円	夜 ・円
円	円	円	円	夜 ・円	夜 ・円
円	円	円	円	夜 ・円	夜 ・円
円	円	円	円	夜 ・円	夜 ・円

に改める。

第24号様式（表）中「請求 精算」を「請求」に改め、同様式（裏）を次のよ

うに改める。

(裏)  
旅 費 内 容

赴 任 地		転 任 年 月 日	赴 任 年 月 日		転 居 年 月 日	旧 所 属 名	
		年 月 日			年 月 日		
旧 在 勤 地			新 在 勤 地				
月 日	発 着 地 名	鉄道賃	船 賃	航空賃	その他の 交 通 費	宿泊費	宿泊手当
		円	円	円	円	夜 円	夜 円
		円	円	円	円	夜 円	夜 円
		円	円	円	円	夜 円	夜 円
合 計		円	円	円	円	夜 円	夜 円
			総 計				

転 居 費		円
	宿泊費	夜 円
着 後 滞 在 費	宿泊手当	夜 円
	合計	円
家 族 移 転 費	人員	人
	鉄道賃	円
	船賃	円
	航空賃	円
	その他の交通費	円
	宿泊費	円
	包括宿泊費	円
	宿泊手当	円
	着後滞在費	円
	合計	円
請 求 額 計		円

備考 次の書類を添付すること。

- 1 転居費を請求する場合は、職員の転居を証明する書類（転居費に家族の転居に要する費用を含む場合には、当該転居を証明する書類を含む。）
- 2 家族移転費を請求する場合は、赴任に伴い移転する家族の氏名及びその移転を証明する書類
- 3 条例第15条の2第2項の規定による期間延長の承認を受けた職員については、その期間延長に係る承認書の写し

第25号様式を次のように改める。

第25号様式 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の津市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年津市条例第 号。以下「改正条例」という。）による改正後の津市職員等の旅費に関する条例（平成18年津市条例第45号。以下「新条例」という。）第2条第2号に規定する出張命令権者が新条例第4条に規定する出張命令を発する出張及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する出張について適用し、施行日前に改正条例による改正前の津市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条に規定する出張命令権者が同条に規定する出張命令を発した出張及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した出張については、なお従前の例による。

3 新規則第2条及び第3条の規定は、新条例第3条第5項及び第6項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

## 第1号様式（第4条関係）

## 出 張 命 令 簿

決裁月日及び命令印				出 張 地	出 張 用 件		出 張 者 職 氏 名 印
年 月 日							
市 長	副市長	(職名)	(職名)				
合 議		(職名)	(職名)	(職名)	予定日数 日	月 日から 月 日まで 泊 日	摘要
年 月 日							
市 長	副市長	(職名)	(職名)				
合 議		(職名)	(職名)	(職名)	予定日数 日	月 日から 月 日まで 泊 日	摘要
年 月 日							
市 長	副市長	(職名)	(職名)				
合 議		(職名)	(職名)	(職名)	予定日数 日	月 日から 月 日まで 泊 日	摘要

## 備考

- 1 出張地の欄は、行政単位である市町村名及び場所名等を具体的に記入すること。
- 2 出張用件の欄は、詳細に記入すること。
- 3 出張者職氏名印の欄は、出張命令を受領した者が押印すること。
- 4 摘要の欄は、随行出張、出張取消し、変更の別その他必要事項を記入すること。

第23号様式（第27条関係）

(表)

旅費概算（精算）請求書

年 月 日

津市長様

所 属

請求者 職 名

(受任者) 氏 名

(印)

次のとおり請求します。

支 払 方 法	1 口座振替 2 小切手	銀行 農協	支 店 出張所	普通	請求額	円							
						口座番号	口座名義人						

旅費内容及び請求者の内訳は、裏面記載のとおりです。

出張命令の手続が完了していること及び適正な請求額であることを確認します。	所属長又は出先機関長印
--------------------------------------	-------------

(裏)

## 旅 費 内 容

出張月日	出張地及び宿泊地		要件					
自月日 至月日								
月日	発着地名	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費	宿泊手当	
		円	円	円	円	夜 円	夜 円	
		円	円	円	円	夜 円	夜 円	
		円	円	円	円	夜 円	夜 円	
		円	円	円	円	夜 円	夜 円	
		円	円	円	円	夜 円	夜 円	
		円	円	円	円	夜 円	夜 円	
合	計	円	円	円	円	夜 円	夜 円	
(受任者氏名)	請求者内訳			1人当たりの総計			円	

氏 名	請 求 額	請 求 及 び 受 領 委 任 印	摘 要
合 計	円		

※出張地及び宿泊地については、都道府県及び市町村名についても記入すること。

第24号様式（第27条関係）

(表)

赴任旅費概算（精算）請求書

年 月 日

津市長様

請求者 所属  
職名 氏名 印

次のとおり請求します。

支払方法	1 口座振替 2 小切手	銀行 農協		支店 出張所		普通 請求額										円
		口座番号	口座名義人													
旅費内容の内訳は、裏面記載のとおりです。																
出張命令の手続が完了していること、及び適正な請求額であることを確認します。								所属長又は出先 機関長印								

(裏)

## 旅 費 内 容

赴 任 地		転 任 年 月 日	赴 任 年 月 日	転 居 年 月 日	旧 所 属 名		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日			
旧 在 勤 地			新 在 勤 地				
月 日	発着地名	鉄道賃	船 賃	航空賃	その他の 交 通 費	宿泊費	宿泊手当
		円	円	円	円	夜 円	夜 円
		円	円	円	円	夜 円	夜 円
		円	円	円	円	夜 円	夜 円
合 計		円	円	円	円	夜 円	夜 円
			総 計			円	

転 居 費	円
着後滞在費	宿泊費
	宿泊手当
	合計
家族移転費	人員
	鉄道賃
	船賃
	航空賃
	その他の交通費
	宿泊費
	包括宿泊費
	宿泊手当
	着後滞在費
	合計

請 求 額 計	円
---------	---

備考 次の書類を添付すること。

- 1 転居費を請求する場合は、職員の転居を証明する書類（家族を移転する場合には、その旨を証明する書類を含む。）
- 2 家族移転費を請求する場合は、赴任に伴い移転する家族の氏名及びその移転を証明する書類
- 3 条例第15条の2第2項の規定による期間延長の承認を受けた職員については、その期間延長に係る承認書の写し

第25号様式 削除

津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

津市長 前葉泰幸

## 津市規則第25号

津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項を削り、同条第2項中「第23条第1項及び第24条の3第2項第1号」を「第20条第1項及び第23条第2項第1号」に改め、同項第1号中「前条第1項」を「前条」に改め、同項第2号中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同項第3号中「B E L S」を「一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「審査を要する」を「確認審査を要する」に、「同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事」を「同項各号に掲げる確認審査であって、同項ただし書の要件を備える建築主事等」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を削り、同条第4項中「第1条第1項の表、第12条第1項の表、第13条の2第3項の表及び第23条第1項の表」を「第3条第1項の表及び第20条第1項の表」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第1項を削り、同条第2項中「第23条第3項及び第30条第3項」を「第20条第3項」に改め、同項を同条とする。

第5条中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第37条」を「第32条」に改める。

第6条中「第25条第2項」を「第24条第2項」に、「第36条第1項」

を「第31条第1項」に、「第28条」を「第27条」に改める。

第7条第1項中「第12条第1項又は第2項」を「第11条第1項又は第2項」に、「第11条」を「第13条」に改め、同条第2項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「、法第36条第1項」を「又は法第31条第1項」に改め、「又は法第41条第1項の規定による認定の申請」を削る。

第8条中「第26条」を「第25条」に改める。

第8条の2第1項中「第11条」を「第13条」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「第3条」を「第5条」に改める。

第9条中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「若しくは法第36条第1項」を「又は法第31条第1項」に改め、「、又は法第41条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるとき」を削る。

第10条中「第38条」を「第33条」に改める。

第11条中「第39条」を「第34条」に改め、「、又は法第42条の規定により法第41条第3項の基準適合認定建築物の認定を取り消すとき」及び「又は当該基準適合認定建築物の所有者」を削る。

第13条中「第4条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第14条中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第3号様式の2中「第12条第1項又は第2項」を「第11条第1項又は第2項」に改める。

第4号様式中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

第5号様式中「第26条」を「第25条」に改める。

第5号様式の2中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に改める。

第5号様式の3中「第3条」を「第5条」に改める。

第7号様式中「第38条」を「第33条」に改める。

第8号様式中 「認定建築物エネルギー消費性能向上計画  
基準適合認定建築物」 を「認定建築物エ

ネルギー消費性能向上計画」に改める。

第9号様式中「津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」を「津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第3号様式の2 (第7条関係)

計画 (申請) 取下届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )

住 所

届出者 氏 名 印

〔 法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は  
津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則第  
第2項の規定による計画 を取り下げますので届け出ます。  
8条の2第1項の規定による申請

1 提出又は申請年月日

年 月 日

2 提出又は申請に係る建築物の位置

3 取下げ理由

備考

届出者 (法人その他の団体にあっては、代表者) の氏名を自署する場合  
は、押印を省略することができます。

第4号様式（第7条関係）

認定申請取下届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名 印

（法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第  条第  項の規定による認定の申請を取り下げますので届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申出）

有 無

3 申請に係る建築物の位置

4 取下げ理由

備考

届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第8条関係）

軽微な変更届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名 印

（法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する軽微な変更をしましたので届け出ます。

認定番号及び年月日	第 号	年 月 日
認定住宅の位置	津市	
工事の着手予定時期 又は完了予定時期の 変更（6箇月以内の 変更）	旧	
	新	
その他の変更	旧	
	新	
変更の理由		

備考

- (1) 計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分か  
る図面等を添付してください。
- (2) 届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場  
合は、押印を省略することができます。

第5号様式の2 (第8条の2関係)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )

住 所

氏 名

印

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

設計者氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第5条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

備考

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- (2) 申請者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名又は設計者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式の3 (第8条の2関係)

軽微変更該当証明書

津市指令 (記号番号)

年 月 日

(氏名) 様

津市長 (氏名) 印

下記に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

第7号様式（第10条関係）

改善命令書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号  
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第11条関係）

認定取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 条第 項の規

定により認定した下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、  
同法第 条の規定に基づきその認定を取り消しましたので、これを通知し  
ます。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 取消し理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第13条関係）

記載事項変更届

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名 印

（法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則第

建築物エネルギー消費性能確保計画  
13条の規定により、次のとおり 軽微変更該当証明申請書 の記  
載事項を変更しましたので届け出ます。

変更の内	建築主の住所又は氏名若しくは名称	変更前	
		変更後	
	その他の変更	変更前	
	変更後		
	適合判定通知書年月日番号 又は 軽微変更該当証明書年月日番号	年 月 日	
		第	号
設 計 者 氏 名			
主 要 用 途			
建 築 場 所			
変 更 理 由			

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付 欄	備 考

備考

届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第26号

津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則等の一部を改正する規則

(津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正)

第1条 津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（平成23年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を次のように改める。

### (4) 削除

第4条第1項第6号中「第6条の3第1項」を「第6条の3第1項本文」に、「同項ただし書に規定する確認審査が比較的容易にできるものとして建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるもの」を「同項各号に掲げる確認審査」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

(津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則)

第2条 津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事」を「同項各号に掲げる確認審査であって、同項ただし書の要件を備える建築主事等」に改める。

(津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則)

第3条 津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事」を「同項各号に掲げる確認審査であって、同項ただし書の要件を備える建築主事等」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第27号

### 津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「第4条の4の2」の次に「又は第8条の2の2」を加える。

第7条第2号中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第5条第2項の規定に基づく建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により規則で付加する定期調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

調査項目	調査方法	判定基準
建築物の内部 防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。

の状況		
常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
常閉防火扉の扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能（政令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備等に限る。）に支障があること。
常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてッシュブルゲージ等により閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

第17条第1項の表中「同条第1項の表2の(30)項」を「同条第1項の

表2の（29）項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第6条の2及び第17条の改正規定 公布の日
  - (2) 第7条の改定規定 令和7年4月1日
  - (3) 第9条の改定規定 令和7年7月1日
- 2 改正後の第9条第2項の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始した建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による調査について適用し、同日前に開始した同項の規定による調査については、なお従前の例による。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第28号

### 津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「事務所」を「東京事務所」に改め、同項第10号の表中「津駅前北部土地区画整理事務所 换算担当 工務担当」を削る。

第3条第1項中「事務所」を「東京事務所」に改める。

第4条第1項第3号中「、東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長」を「及び東京事務所長」に改め、同条第5項中「政策財務部東京事務所」を「東京事務所」に改める。

別表第1健康福祉部の表こども政策課の部給付支援担当の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 妊婦のための支援給付に関すること。

別表第1健康福祉部の表障がい福祉課の部障がい福祉担当の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1都市計画部の表都市政策課の部企画管理担当の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 津駅前北部土地区画整理事業に係る清算等に関すること。

別表第1都市計画部の表都市政策課の部大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当の項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「その他市街地整備事業」を「市街地整備事業」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第4号を第2号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第1都市計画部の表津駅前北部土地区画整理事務所の部を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(津市公印規則の一部改正)

2 津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の部及び市長職務代理者印の部中「74」を「73」に改める。  
(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

3 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1の6級の部中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1の6級の部中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

(津市公有財産規則の一部改正)

4 津市公有財産規則（平成18年津市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「津駅前北部土地区画整理事務所長、」を削る。

(津市庁舎管理規則の一部改正)

5 津市庁舎管理規則（平成18年津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、津駅前北部土地区画整理事務所長」を削る。

津市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 29 号

津市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の職名に関する規則（平成 18 年津市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表清掃指導員の部を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第30号

### 津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則（平成18年津市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第2条中「津市モーターボート競走場」を「法第4条第1項に基づき許可を受けたモーターボート競走場」に改める。

第4条第1項中「発表」を「公表」に改め、同条第2項中「繰り延べ」を「変更」に改める。

第14条中「勝舟の判定」を「着順の判定並びに勝舟の決定」に改める。

第32条第2項第2号を次のように改める。

(2) 勝舟投票法の種類並びに勝舟投票券の発売等の用に供する設備（以下「投票関係設備」という。）の設置場所及び設置数

第34条中「各競走」を「競走」に改める。

第39条を次のように改める。

（競走出場のための準備等）

第39条 競走に出場する選手は、市長が指定した日時までに、市長が指定した場所に到着しなければならない。

2 競走に出場するボート及びモーターの所有者は、市長が指定した日時までに、登録されたボート及びモーターを準備し、市長が指定した場所に到着しなければならない。

第40条第1項中「前条の規定により到着した」を「競走に出場する」に改める。

第41条中「場合」を「とき」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同上第1号とし、同条第3号から同上第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第42条第2項並びに第46条第2項及び第3項中「発表」を「公表」に改める。

第53条中「確定」を「決定」に改める。

第58条第1項第2号中「該当する者」の次に「又は該当した者」を加える。

第60条中「、勝舟投票券発売枚数掲示所、勝舟投票券発売所、払戻金交付所及び返還金交付所」を「及び現金を取り扱う投票関係設備を有する場所」に改める。

第64条（見出しを含む。）中「勝舟投票券発売所」を「投票関係設備」に改める。

第66条第1項中「払戻金交付所及び返還金交付所」を「現金を取り扱う投票関係設備」に改める。

第69条中「、競走」を「、競技」に改める。

第73条第1号中「第39条」を「第39条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第31号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則及び津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則の一部を改正する規則

(津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則（平成18年津市規則第122号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第5号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に、

「申請者 氏名 印  
（法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事業所の所在  
地、名称及び代表者の氏名）」  
を  
電話

「申請者 氏名  
（法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事業所の所在  
地、名称及び代表者の氏名）」  
に改める。

電話番号  
住所  
代理人 氏名  
電話番号」

第6号様式及び第7号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

第9号様式中「あて先」を「宛先」に、

「申請者 氏名 印  
〔法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事業所の所在  
地、名称及び代表者の氏名〕」  
電話番号  
住所  
代理人 氏名  
電話番号」  
に改める。

(津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則の一部改正)

第2条 津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則（平成18年津市規則第123号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第4号様式から第6号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に、

「申請者 氏名 印  
〔法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所又は事業所の所在  
地、名称及び代表者の氏名〕」  
電話番号  
住所  
代理人 氏名  
電話番号」  
に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第32号

### 津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記43の項中「市民税・県民税（・森林環境税）納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」に改める。

第43号様式その3(1)中「市民税・県民税納税通知書（税額決定・変更通知書）」を「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書（税額決定・変更通知書）」に、「あなたの市民税・県民税の普通徴収税額を変更・決定」を「下記のとおり税額を決定・変更」に、「充当額」を「充当又は委託納付額」に改め、同様式(2)中「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条並びにみえ森と緑の県民税条例第2条」を「みえ森と緑の県民税条例第2条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第7条」に、

#### 「森林環境税の税額

「不服がある場合」を 1,000円（均等割と併せて徴収）に改め、同

「不服がある場合」

様式(3)中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、「第1」を「第1期」に、「第2」を「第2期」に、「第3」を「第3期」に、「第4」を「第4期」に改め、

「 年度徴収税額

4月	1	1	1	1
6月	1	1	1	1
8月	1	1	1	1
合計	1	1	1	1

を削り、同様式(4)中

「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に改め、同様式(5)中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、

「

均等割額	1	1	1	1	1	1
------	---	---	---	---	---	---

」を「

均等割額	1	1	1	1	1	1
森林環境税(国税)	1	1	1	1	1	1

」

に改め、同様式(7)中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に改める。

第 6 6 号様式備考 1 (5)を同備考 1 (6)に改め、同備考 1 (4)中「第 8 2 条第 1 号エ」を「第 8 2 条第 1 号オ」に改め、同項を同備考 1 (5)とし、同備考 1 (3)中「第 8 2 条第 1 号ウ」を「第 8 2 条第 1 号エ」に改め、同項(3)を同備考 1 (4)とし、同備考 1 (2)の次に次の 1 項を加える。

(3) 条例第 8 2 条第 1 号ウの原動機付自転車にあっては、白色

第 6 6 号様式備考 2 (1)中「第 8 2 条第 1 号ア」を「第 8 2 条第 1 号ア及びウ」に改め、同備考 2 (3)中「第 8 2 条第 1 号ウ」を「第 8 2 条第 1 号エ」に改め、同備考 2 (4)中「第 8 2 条第 1 号エ」を「第 8 2 条第 1 号オ」とする。

#### 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第3号

庁中一般

出先機関

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月18日

津市長 前 葉 泰 幸

津市土地取得等審査委員会規程の一部を改正する訓令

津市土地取得等審査委員会規程（平成18年津市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「委員」の次に「（委員長及び副委員長を含む。第10条において同じ。）」を加え、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 会議に出席することができない委員は、あらかじめ審査する事項について可否の意見を明らかにした書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を委員長に提出することができる。

5 前項の規定による提出をした者は、会議に出席したものとみなす。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（委員長、副委員長及び委員の除斥）

第10条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、委員会の審査及び議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第2号様式中

処分面積	㎡
処分方法	

備考	
----	--

を

処分面積			$m^2$
予定価額	年 月 日現在 算出根拠( )	1 $m^2$ 合計	円 円
処分時期	年 月 日から	年 月 日	ごろまで
処分方法			
備考			

に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般

出先機関

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和2年津市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「別表第1(11)、(14)及び(15)の休暇並びに別表第2(2)、(3)及び(9)」を「別表第1第11号、第14号及び第15号の休暇並びに別表第2第2号、第3号及び第8号」に改める。

別表第1第11号及び第14号中「であって、6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているもの」を削り、同表第15号中「別表第2(3)ア及びウ」を「別表第2第3号ア及びウ」に改め、「であって、6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているもの」を削り、同表に次のように加える。

⑯ 会計年度任用職員（6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（別表第2第4号から第6号までに掲げる場合を除く。）

一の年度において別表第4に掲げる勤務日の日数に応じて付与される日数の範囲内の期間

別表第2第2号中「別表第2(2)」を「別表第2第2号」に改め、「であって、6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているもの」

を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表第3号中「で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6箇月以上の任期が定められているもの又は6箇月以上継続勤務しているもの」を「（1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員に限る。）」に、「別表第2(3)」を「別表第2第3号」に改め、同表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

津市訓令第 5 号

津市上下水道事業管理規程第 3 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 18 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

府中一般  
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市選挙管理委員会委員長 磯 部 憲 夫

津市農業委員会会长 喜 多 義 幸

津市代表監査委員 小 津 直 久

津市議会議長 小 野 欽 市

## 津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長」を「及び東京事務所長」に改める。

別表第1中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に、「各幼稚園を除く」を「各幼稚園（以下「各小学校等」という。）を除く」に、

各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼稚園	学校安全衛生委員会	教育委員会事務局 学校教育部学校教育課
------------------------	-----------	------------------------

」

各小学校等（教職員等の数が常時50人以上の小学校、中学校、義務教育学校又は幼稚園に限る。）	安全衛生委員会の前に小学校、中学校、義務教育学校又は幼稚園の名称を付したもの	教育委員会事務局 学校教育部学校教育課
各小学校等（教職員等の数が常時50人以上の小学校、中学校、義務教育学校又は幼稚園を除く。）を一体としたもの	学校安全衛生委員会	教育委員会事務局 学校教育部学校教育課

」

改める。

別表第2及び別表第3中「各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼稚園」を「各小学校等」に改める。

別表第4中

環境事業課
津市西部クリーンセンター

を

津市クリーンセンターおおたか

」

環境事業課

に改める。

」

別表第5中「三重短期大学」を「津市立三重短期大学」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

津市訓令第6号

庁中一般

出先機関

津市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(津市事務専決規程の一部改正)

第1条 津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、津駅前北部土地区画整理事務所長」を削る。

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表こども政策課の部中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 妊婦のための支援  
給付に関すること。

○

別表第2個別専決事項の表都市計画部の表都市政策課の部第12項中「市街地再開発事業に係る調査及び計画」を「市街地整備事業」に改め、同部中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項から第17項までを1項ずつ繰り上げ、同部に次の1項を加える。

17 津駅前北部土地区  
画整理事業に係る清算  
等に関すること。

○

別表第2個別専決事項の表都市計画部の表津駅前北部土地区画整理事務所の部を削る。

別表第6担当理事の部第1項中「第32項に掲げる事項その他」を削る。

(津市文書管理規程の一部改正)

第2条 津市文書管理規程（平成18年津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、津駅前北部土地区画整理事務所長」を削る。

第19条第1項中「、東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長」を「及び東京事務所長」に改める。

(津市自動車事故対策委員会規程の一部改正)

第3条 津市自動車事故対策委員会規程（平成18年津市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「津駅前北部土地区画整理事務所長、」を削る。

(津市土地取得等審査委員会規程の一部改正)

第4条 津市土地取得等審査委員会規程（平成18年津市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「津駅前北部土地区画整理事務所長、」を削る。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

津市訓令第7号

環境部

津市清掃指導員職務規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市清掃指導員職務規程を廃止する訓令

津市清掃指導員職務規程（平成18年津市訓令第30号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 津市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年芸濃町告示第65号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月24日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

忍田区自治会

### 2 代表者の氏名及び住所の変更

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月1日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年3月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

株式会社 i n d a h o u s e

2 事業所の名称

福祉万事(よろず)保科

3 事業所の所在地

津市藤方1514番地サニ一藤水103号室

4 指定年月日

令和7年4月1日

5 サービスの種類

居宅介護支援

津市告示第 55 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

株式会社 i n d a h o u s e

2 事業所の名称

福祉万事（よろず）保科

3 事業所の所在地

津市藤方 1514 番地サニ一藤水 103 号室

4 指定年月日

令和 7 年 4 月 1 日

5 サービスの種類

介護予防支援

津市告示第56号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により次の区域の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業計画が定められた年月日

令和7年3月25日

2 調査を実施する者の名称

津市

3 調査地域

雲出①、雲出・高茶屋、上ノ村、小戸木、立成、新町、北立誠・一身田

4 調査期間

告示の日から令和8年3月31日まで

## 津市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年津市告示第149号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月26日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

林殿町自治会

### 2 代表者の氏名及び住所

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月16日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年津市告示第180号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

椋本第6の2自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年3月16日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

## 津市告示第59号

下記の者の後期高齢者医療保険差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○	差押調書謄本、配当計算書及び充当通知書

津市告示第 60 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 6 年津市告示第 19 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

遠河自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 7 年 3 月 16 日の臨時総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することとなったため。

津市告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 13 年津市告示第 142 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北河路自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 7 年 3 月 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 62 号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成 18 年津市告示第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「（津駅前北部土地区画整理事務所を含む。）」を削る。

第 8 条第 1 項中「津駅前北部土地区画整理事務所長、」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第 63 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 410 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 64 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 25 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度津市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 6 年度津市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 6 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度津市水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度津市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度津市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度津市モーター ボート競走事業会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度津市一般会計予算

令和 7 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度津市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 7 年度津市棕本財産区特別会計予算

令和 7 年度津市水道事業会計予算

令和 7 年度津市工業用水道事業会計予算

令和 7 年度津市下水道事業会計予算

令和 7 年度津市駐車場事業会計予算

令和 7 年度津市モーター ボート競走事業会計予算

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 市 税		43,330,873
	1 市 民 税	20,130,122
	2 固 定 資 産 税	18,223,301
	3 軽 自 動 車 税	983,749
	4 市 た ば こ 税	1,701,344
	5 入 湯 税	46,000
2 地 方 譲 与 税	6 都 市 計 画 税	2,246,357
		1,143,000
	1 地 方 振 発 油 譲 与 税	220,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	730,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	192,000
3 利 子 割 交 付 金	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,000
		18,000
4 配 当 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	18,000
		260,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	260,000
		250,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250,000
		845,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	845,000
		6,968,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,968,000
		257,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	257,000
		1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
		160,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	160,000
		43,000
12 地 方 特 例 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
		250,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	250,000

(単位：千円)

款	項	金額
13 地 方 交 付 税		21,600,000
	1 地 方 交 付 税	21,600,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		28,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		1,897,660
	1 分 担 金	30,837
	2 負 担 金	1,866,823
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,980,575
	1 使 用 料	1,628,303
	2 手 数 料	352,272
17 国 庫 支 出 金		23,737,194
	1 国 庫 負 担 金	17,704,422
	2 国 庫 補 助 金	6,026,638
	3 委 託 金	6,134
18 県 支 出 金		10,153,834
	1 県 負 担 金	6,090,528
	2 県 補 助 金	3,203,340
	3 委 託 金	859,966
19 財 産 収 入		307,796
	1 財 産 運 用 収 入	172,587
	2 財 産 売 払 収 入	135,209
20 寄 附 金		333,471
	1 寄 附 金	333,471
21 繰 入 金		10,034,724
	1 他 会 計 繰 入 金	3,014,395
	2 基 金 繰 入 金	7,020,329
22 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
23 諸 収 入		1,274,072
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	45,026
	2 市 預 金 利 子	11,861
	3 貸 付 金 元 利 収 入	64,131
	4 受 託 事 業 収 入	1,503

(単位 : 千円)

款	項	金額
	5 雜入	1,151,551
24 市債		6,720,800
	1 市債	6,720,800
歳入	合計	131,693,000

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		570,121
	1 議 会 費	570,121
2 総 務 費		16,915,585
	1 総 務 管 理 費	14,065,111
	2 徴 税 費	1,378,934
	3 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	694,546
	4 選 挙 費	515,212
	5 統 計 調 査 費	170,658
	6 監 査 委 員 費	91,124
3 民 生 費		52,134,667
	1 社 会 福 祉 費	26,707,456
	2 児 童 福 祉 費	19,831,132
	3 生 活 保 護 費	5,593,494
	4 災 害 救 助 費	2,585
4 衛 生 費		11,061,379
	1 保 健 衛 生 費	3,399,371
	2 斎 場 費	343,680
	3 環 境 費	462,371
	4 清 掃 費	6,204,827
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	18,867
	7 上 水 道 費	523,775
	8 生 活 排 水 処 理 費	108,488
5 労 働 費		53,465
	1 労 働 諸 費	53,465
6 農 林 水 産 業 費		1,943,602
	1 農 業 費	1,453,251
	2 林 業 費	445,197
	3 水 産 業 費	45,154
7 商 工 費		1,101,372
	1 商 工 費	1,101,372
8 土 木 費		15,413,085
	1 土 木 管 理 費	377,241
	2 道 路 橋 り よ う 費	4,028,948
	3 河 川 費	588,335
	4 港 湾 費	76,975
	5 都 市 計 画 費	9,844,791

(単位：千円)

款	項	金額
	6 住 宅 費	496,795
9 消 防 費		7,603,359
	1 消 防 費	7,603,359
10 教 育 費		13,607,235
	1 教 育 総 務 費	2,821,953
	2 小 学 校 費	4,041,047
	3 中 学 校 費	1,836,506
	4 幼 稚 園 費	995,191
	5 社 会 教 育 費	3,208,487
	6 短 期 大 学 費	704,051
12 公 債 費		11,167,030
	1 公 債 費	11,167,030
13 諸 支 出 金		22,100
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		131,693,000

## 第2表 繼 続 費

(単位 : 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業（道路工・仮設橋撤去）	472,000	令和7年度	15,000
				令和8年度	457,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業（P C B塗替）	302,600	令和7年度	26,900
				令和8年度	275,700
10 教育費	5 社会教育費	南郊公民館等整備事業	275,153	令和7年度	4,500
				令和8年度	270,653

## 第3表 債務負担行為

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
行政放送送出機器更新事業	令和8年度	4,092
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得（令和7年度先行取得依頼分）	令和7年度から 債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証（令和7年度分）	令和7年度から 債務完了年度まで	1,000,000
公共施設予約システム更新事業	令和8年度	41,270
都市マスタープラン等策定業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	16,002
産業廃棄物税負担事業	令和8年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

## 第4表 地 方 債

(単位: 千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等解体事業	99,600	証書借入 又は 証券発行	年3.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
庁舎等整備事業	45,400			
文化振興施設整備事業	61,700			
過疎地域振興事業	45,700			
防災対策事業	242,100			
運動施設整備事業	638,600			
保育所整備事業	17,100			
認定こども園整備事業	19,500			
災害援護資金貸付金	22,100			
水道事業会計出資金	5,100			
農業生産基盤整備事業	117,100			
林道整備事業	24,500			
道路整備事業	970,000			
河川整備事業	159,700			
港湾整備事業	8,600			
街路整備事業	738,100			
公園整備事業	60,700			
消防施設整備事業	2,184,900			
給食センター施設整備事業	28,100			
学校教育施設整備事業	913,700			
放課後児童施設整備事業	125,800			
公民館施設整備事業	102,000			
短期大学施設整備事業	90,700			

## 事業勘定

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		4,662,521
	1 国民健康保険料	4,662,521
2 国民健康保険税		119
	1 国民健康保険税	119
3一部負担金		1
	1一部負担金	1
4 使用料及び手数料		714
	1手数料	714
8県支出金		19,220,356
	2県補助金	19,220,356
10財産収入		4,638
	1財産運用収入	4,638
11繰入金		2,102,502
	1繰入金	2,102,502
12繰越金		1
	1繰越金	1
13諸収入		73,314
	1滞延金、加算金及び過料	38,739
	3雑入	34,575
歳入合計		26,064,166

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		408,442
	1 総務管理費	297,241
	2 徴収費	109,677
	3 運営協議会費	520
	4 趣旨普及費	1,004
2 保険給付費		18,809,279
	1 療養諸費	16,216,602
	2 高額療養費	2,519,193
	3 移送費	260
	4 出産育児諸費	55,024
	5 葬祭諸費	18,000
	6 傷病手当金	200
3 国民健康保険事業費納付		6,513,547
	1 医療給付費分	4,484,302
	2 後期高齢者支援金等分	1,532,753
	3 介護納付金分	496,492
8 保健事業費		274,972
	1 特定健康診査等事業費	226,022
	2 保健事業費	48,950
9 基金積立金		4,638
	1 基金積立金	4,638
11 諸支出金		53,288
	1 償還金及び還付加算金	23,140
	2 繰出金	30,148
歳出合計		26,064,166

## 直営診療施設勘定

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		29,241
	1 外 来 収 入	25,555
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,686
2 使 用 料 及 び 手 数 料		303
	1 使 用 料	70
	2 手 数 料	233
3 繰 入 金		30,148
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	30,148
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	2 雜 入	1
歳 入 合 計		59,694

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		43,890
	1 施 設 管 理 費	43,890
2 医 業 費		14,580
	1 医 業 費	14,580
3 公 債 費		1,224
	1 公 債 費	1,224
歳 出 合 計		59,694

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 保 険 料		6,270,859
	1 介 護 保 険 料	6,270,859
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		7,450,656
	1 国 庫 負 担 金	5,317,848
	2 国 庫 補 助 金	2,132,808
4 支 払 基 金 交 付 金		8,105,355
	1 支 払 基 金 交 付 金	8,105,355
5 県 支 出 金		4,436,001
	1 県 負 担 金	4,212,771
	2 県 補 助 金	223,230
6 財 産 収 入		6,667
	1 財 産 運 用 収 入	6,667
7 繰 入 金		4,990,828
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,639,724
	2 基 金 繰 入 金	351,104
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		9,601
	2 雜 入	8,401
	3 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1,200
歳 入 合 計		31,269,971

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		472,381
	1 総務管理費	155,958
	2 徴収費	33,383
	3 介護認定調査費等費	190,170
	4 介護認定審査会費	88,715
	5 趣旨普及費	896
	6 計画策定等関係費	3,259
2 保険給付費		29,333,384
	1 介護及び予防給付費	28,701,560
	2 特定入所者介護サービ ス等費	605,142
	3 その他の諸費	26,682
3 地域支援事業費		1,403,287
	1 一般介護予防事業費	103,011
	2 包括的支援事業・任意 事業費	708,432
	3 介護予防・生活支援サ ービス事業費	589,641
	4 その他の諸費	2,203
4 基金積立金		6,667
	1 基金積立金	6,667
6 諸支出金		20,240
	1 償還金及び還付加算金	12,511
	2 繰出金	7,729
7 保健福祉事業費		34,012
	1 保健福祉事業費	34,012
歳出合計		31,269,971

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,909,821
	1 後期高齢者医療保険料	3,909,821
2 使用料及び手数料		7
	1 手数料	7
3 繰入金		4,478,198
	1 一般会計繰入金	4,478,198
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		16,279
	1 延滞金、加算金及び過料	376
	3 雑入	8,903
	4 償還金及び還付加算金	7,000
歳入合計		8,404,307

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		89,413
	1 総務管理費	65,222
	2 徴収費	24,191
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,307,834
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,307,834
3 諸支出金		7,060
	1 償還金及び還付加算金	7,060
歳出合計		8,404,307

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 繰入金		123,803
	1 繰入金	123,803
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		649
	1 雜入	649
歳入合計		124,454

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		1,007
	2 清算事業費	1,007
2 公債費		123,447
	1 公債費	123,447
歳出合計		124,454

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 県 支 出 金		1,300
	1 県 補 助 金	1,300
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		13,969
	1 貸 付 金 元 利 収 入	13,944
	2 雜 入	25
歳 入	合 計	15,270

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		15,270
	1 総 務 管 理 費	15,270
歳 出	合 計	15,270

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		34
	1 財 産 運 用 収 入	34
2 繰 入 金		473
	1 基 金 繰 入 金	473
3 繰 越 金		5
	1 繰 越 金	5
歳 入 合	計	512

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		478
	1 総 務 管 理 費	478
2 基 金 積 立 金		34
	1 基 金 積 立 金	34
歳 出 合	計	512

## 令和6年度津市水道事業会計補正予算（第3号）

### （総則）

第1条 令和6年度津市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	9,074,537	△256,320	8,818,217
第1項 営 業 収 益	7,818,132	△286,669	7,531,463
第2項 営 業 外 収 益	1,249,926	30,349	1,280,275

  

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,500,544	△359,693	8,140,851
第1項 営 業 費 用	8,135,651	△364,022	7,771,629
第2項 営 業 外 費 用	355,291	△4,727	350,564
第3項 特 別 損 失	9,602	9,056	18,658

### （資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,851,652千円」を「2,544,100千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	2,139,691	△384,104	1,755,587
第1項 企 業 債	1,664,200	△244,900	1,419,300
第2項 出 資 金	121,700	△119,900	1,800
第3項 補 助 金	351,990	△19,304	332,686

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,991,343	△691,656	4,299,687
第1項 建設改良費	3,883,997	△691,665	3,192,332
第3項 投資	7	9	16

(継続費)

第4条 令和4年度津市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	高茶屋浄水場電気計装設備等更新事業	677,584	令和4年度		637,099	令和4年度	
				令和5年度	28,091		令和5年度	28,091
				令和6年度	649,493		令和6年度	609,008

第4条の2 令和5年度津市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	三雲浄水場無停電電源装置更新事業	49,916	令和5年度		42,438	令和5年度	
				令和6年度	49,916		令和6年度	42,438
1 資本的支出	1 建設改良費	片田浄水場等遠方監視設備設置事業	23,958	令和5年度		9,405	令和5年度	
				令和6年度	23,958		令和6年度	9,405
1 資本的支出	1 建設改良費	高野尾ポンプ場電気計装設備更新事業	26,983	令和5年度		21,450	令和5年度	
				令和6年度	26,983		令和6年度	21,450
1 資本的支出	1 建設改良費	片田工業団地ポンプ場電気設備改修事業	22,990	令和5年度		15,730	令和5年度	
				令和6年度	22,990		令和6年度	15,730

第4条の3 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
1 水道事業費用	1 営業費用	一級河川雲出川水管橋補修事業	189,918	令和6年度	80,000	173,607	令和6年度	58,300
				令和7年度	109,918		令和7年度	115,307

1 資本的 支出	1 建設改 良費	三重町津興ほか2 町地内配水管布 設事業	111,540	令和6年度		97,469	令和6年度	
				令和7年度	111,540		令和7年度	97,469

第4条の4 予算第5条に定めた次の継続費を廃止する。

単位 千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	河辺配水池耐震補強事業	434,651	令和6年度	
				令和7年度	180,000
				令和8年度	254,651
1 資本的支出	1 建設改良費	片田井戸町及び片田新 町地内配水管布設事業	469,920	令和6年度	
				令和7年度	469,920

(企業債)

第5条 予算第7条中「1,664,200千円」を「1,419,300千円」に、「年2.5以内」を  
「年3.5以内」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「279,135千円」を「280,600千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

## 令和7年度津市水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和7年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	137,000 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	38,263,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	104,830 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事 配水施設整備工事 浄水施設整備工事

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 水道事業収益	8,789,671
第1項 営 業 収 益	7,350,711
第2項 営 業 外 収 益	1,385,651
第3項 特 別 利 益	53,309

支 出	単位 千円
第1款 水道事業費用	8,285,157
第1項 営 業 費 用	7,919,110
第2項 営 業 外 費 用	356,198
第3項 特 別 損 失	9,849

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,067,622 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収入		単位 千円
第1款 資本的収入		1,671,514
第1項 企業債		1,406,100
第2項 出資金		5,100
第3項 補助金		213,966
第4項 負担金		46,348

支出		単位 千円
第1款 資本的支出		3,739,136
第1項 建設改良費		2,589,975
第2項 企業債償還金		1,049,126
第3項 投資		100,035

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	三雲浄水場2号配水ポンプ盤改造事業	81,730	令和7年度	
				令和8年度	81,730
1 資本的支出	1 建設改良費	三雲浄水場受変電設備及び配電盤等更新事業	71,870	令和7年度	
				令和8年度	71,870
1 資本的支出	1 建設改良費	相川河川改修事業に伴う配水管移設事業	464,299	令和7年度	
				令和8年度	464,299
1 資本的支出	1 建設改良費	垂水山ポンプ場ポンプ設備更新事業	38,821	令和7年度	
				令和8年度	38,821
1 資本的支出	1 建設改良費	美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設非常用発電設備設置事業	86,150	令和7年度	
				令和8年度	86,150
1 資本的支出	1 建設改良費	河辺配水池耐震補強事業	439,658	令和7年度	61,386
				令和8年度	378,272
1 資本的支出	1 建設改良費	片田井戸町及び片田新町地内配水管布設事業	579,590	令和7年度	
				令和8年度	579,590
1 資本的支出	1 建設改良費	芸濃町北神山ほか2町地内配水管布設事業	561,198	令和7年度	286,000
				令和8年度	275,198

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業営業関連業務委託	令和7年度から 令和13年度まで	1,613,040 千円
産業廃棄物税負担事業	令和8年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について 三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金に充てるため	千円 1,406,100	証書借入 又は 証券発行	% 年3.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	単位 千円
職員給与費	832,347

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、518,675千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、63,195 千円と定める。

津市長 前 葉 泰 幸

## 令和7年度津市工業用水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和7年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	1 事業所
(2) 年間総配水量	360,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	986 m <sup>3</sup>

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 工業用水道事業収益	24,054
第1項 営業収益	23,760
第2項 営業外収益	294
支出	単位 千円
第1款 工業用水道事業費用	20,365
第1項 営業費用	19,365
第2項 営業外費用	1,000

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

津市長 前葉泰幸

## 令和6年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）

### （総則）

第1条 令和6年度津市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	12,995,761	△80,085	12,915,676
第1項 営 業 収 益	4,059,220	11,514	4,070,734
第2項 営 業 外 収 益	8,920,137	△91,636	8,828,501
第3項 特 別 利 益	16,404	37	16,441

  

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,735,618	△45,301	11,690,317
第1項 営 業 費 用	10,466,216	25,085	10,491,301
第2項 営 業 外 費 用	1,108,402	△70,576	1,037,826
第3項 特 別 損 失	161,000	190	161,190

### （資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,457,327千円」を「3,455,258千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	7,252,703	△797,084	6,455,619
第1項 企 業 債	4,633,000	△599,500	4,033,500
第2項 負 担 金	110,845	△21,767	89,078
第3項 補 助 金	2,504,080	△175,817	2,328,263

支 出

単位 千円

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	10,710,030	△799,153	9,910,877
第1項 建設改良費	5,132,344	△761,853	4,370,491
第2項 流域下水道建設負担金	261,644	△34,246	227,398
第3項 企業債償還金	5,309,625	△33	5,309,592
第4項 投 資	6,417	△3,021	3,396

(継続費)

第4条 令和4年度津市下水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

単位 千円

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	半田川田第1雨 水幹線築造事 業(その2)	1,500,000	令和4年度	2,000	1,600,000	令和4年度	2,000
				令和5年度	400,000		令和5年度	400,000
				令和6年度	400,000		令和6年度	400,000
				令和7年度	698,000		令和7年度	798,000

(企業債)

第5条 予算第7条中「257,400千円」を「223,700千円」に、「3,116,900千円」を「2,574,400千円」に、「41,200千円」を「17,900千円」に、「年2.5以内」を「年3.5以内」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第11条中「5,208,413千円」を「5,059,034千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

## 令和7年度津市下水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和7年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	77,112戸
(2) 年間総排水量	17,974,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	49,243 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	汚水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 雨水ポンプ場建設工事

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	単位 千円
第1款 下水道事業収益	13,388,060
第1項 営業収益	4,177,118
第2項 営業外収益	9,210,941
第3項 特別利益	1

支出	単位 千円
第1款 下水道事業費用	11,879,036
第1項 営業費用	10,711,482
第2項 営業外費用	1,158,697
第3項 特別損失	8,857

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,638,536千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収入		単位 千円
第1款 資本的収入		8,665,198
第1項 企 業 債		5,173,700
第2項 負 担 金		91,383
第3項 補 助 金		3,394,029
第4項 基金繰入金		6,086

  

支出		単位 千円
第1款 資本的支出		12,303,734
第1項 建設改良費		6,678,589
第2項 流域下水道建設負担金		323,315
第3項 企業債償還金		5,295,966
第4項 投 資		5,864

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	令和7年度	6,967千円
産業廃棄物税負担事業	令和8年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 319,200		% 年3.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共下水道事業	3,765,500	証書借入 又は 証券発行		
市営浄化槽事業	38,300			
資本費平準化	1,050,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

職員給与費	630,617
-------	---------

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,323,510千円である。

津市長 前 葉 泰 幸

## 令和6年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）

### （総則）

第1条 令和6年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 駐車場事業費用	206,835	266	207,101
第2項 営 業 外 費 用	14,592	266	14,858

### （資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「44,078千円」を「46,328千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	44,078	2,250	46,328
第1項 建 設 改 良 費	9,076	2,250	11,326

津市長 前 葉 泰 幸

## 令和6年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）

## （総則）

第1条 令和6年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度津市駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 駐車場事業費用	206,835	266	207,101
第2項 営 業 外 費 用	14,592	266	14,858

## （資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「44,078千円」を「46,328千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	44,078	2,250	46,328
第1項 建 設 改 良 費	9,076	2,250	11,326

令和7年2月19日提出

津市長 前葉泰幸



## 予 算 に 関 す る 説 明 書

令和 6 年度津市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

令和 6 年度津市駐車場事業予定キャッシュ・フロー計算書

令和 6 年度津市駐車場事業予定貸借対照表

令和 6 年度津市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）実施計画説明書



令和6年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 駐 車 場 用 事 業 費 用			206,835	266	207,101	
	2 営 業 外 費 用		14,592	266	14,858	
	3 雜 支 出		0	266	266	リース取引に係る債務の一括償還等

資本的支出

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			44,078	2,250	46,328	
	1 建 設 改 良 費		9,076	2,250	11,326	
	1 建 設 改 良 費		9,076	2,250	11,326	リース取引に係る債務の一括償還

令和6年度津市駐車場事業会計予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	21,437,724
減価償却費	56,605,413
受取利息及び受取配当	△ 1,000
支払利息	592,000
未収金の増減額（△は増額）	3,303,565
未払金の増減額（△は減少）	△ 7,010,782
引当金の増減額（△は減少）	2,559,000
預り金の増減額	8,969,840
小計	86,455,760
受取利息及び受取配当	1,000
支払利息	△ 592,000
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>85,864,760</b>

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,000,000
未払金の増減額（△は減少）	△ 354,105
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 1,354,105</b>

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等に充てるための他会計長期借入金の償還による支出	△ 35,001,749
リース債務の返済による支出	△ 10,225,209
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 45,226,958</b>

資金増加額（又は減少額）	39,283,697
資金期首残高	158,483,576
<b>資金期末残高</b>	<b>197,767,273</b>

令和6年度津市駐車場事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ	土 地	1,623,010,133
ロ	建 物	1,433,555,549
	減価償却累計額	△ 862,740,477
ハ	構 築 物	89,660,772
	減価償却累計額	△ 48,702,692
ニ	機 械 及 び 装 置	115,650,002
	減価償却累計額	△ 102,697,490
ホ	工具、器具及び備品	85,346,401
	減価償却累計額	△ 63,874,810
ヘ	リ ー ス 資 産	40,727,652
	減価償却累計額	△ 16,255,886
ト	建 設 仮 勘 定	
	有形固定資産合計	
	固定資産合計	<u>2,297,679,154</u>
		<u>2,297,679,154</u>

2 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金	197,767,273
(2)	未 収 金	1,825,950
(3)	その他流動資産	500,000
	流動資産合計	<u>200,093,223</u>
	資産合計	<u>2,497,772,377</u>

## 負 債 の 部

### 3 固 定 負 債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	<u>105,036,751</u>	
他会計借入金合計		105,036,751
(2) リース債務		15,311,621
(3) 引当金		
イ 退職給付引当金	<u>4,427,265</u>	
引当金合計		<u>4,427,265</u>
固定負債合計		<u>124,775,637</u>

### 4 流 動 負 債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	<u>35,005,249</u>	
他会計借入金合計		35,005,249
(2) リース債務		6,615,476
(3) 未払金		11,602,888
(4) 前受金		1,846,218
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	667,000	
ロ 法定福利費引当金	<u>134,000</u>	
引当金合計		801,000
(6) その他流動負債		<u>9,469,840</u>
流動負債合計		<u>65,340,671</u>
負債合計		<u>190,116,308</u>

## 資 本 の 部

### 5 資 本 金

2,246,192,611

### 6 剰 余 金

(1) 利益剰余金		
イ 建設改良積立金	40,025,734	
ロ 当年度未処分		
利益剰余金	<u>21,437,724</u>	
利益剰余金合計		<u>61,463,458</u>
剰余金合計		<u>61,463,458</u>
資本合計		<u>2,307,656,069</u>
負債資本合計		<u>2,497,772,377</u>

令和6年度津市駐車場事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書

収益的収入及び支出

支 出

款 項	目	節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 駐車場事業費用			206,835	266	207,101	
2 営 業 外 費 用			14,592	266	14,858	
	3 雜 支 出		0	266	266	
		そ の 他 雜 支 出	0	266	266	リース取引に係る債務の一括償還等

資本的支出

支 出

款 項	目	節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			44,078	2,250	46,328	
1 建 設 改 良 費			9,076	2,250	11,326	
	1 建 設 改 良 費		9,076	2,250	11,326	
		リース資産購入費	7,976	2,250	10,226	リース取引に係る債務の一括償還

## 令和7年度津市駐車場事業会計予算

### (総則)

第1条 令和7年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1, 064台
(2) 年間駐車台数	568, 690台
(3) 一日平均駐車台数	1, 560台

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 駐車場事業収益	203, 366千円
第1項 営業収益	195, 867千円
第2項 営業外収益	6, 241千円
第3項 特別利益	1, 258千円

#### 支 出

第1款 駐車場事業費用	196, 116千円
第1項 営業費用	176, 699千円
第2項 営業外費用	10, 417千円
第3項 特別損失	9, 000千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額104, 590千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

#### 収 入

第1款 資本的収入	88, 438千円
第1項 固定資産売却代金	88, 438千円

支 出

第1款 資本的支出	193, 028千円
第1項 建設改良費	158, 022千円
第2項 他会計長期借入金償還金	35, 006千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	10, 000千円
-------	-----------

津市長 前 葉 泰 幸

令和 7 年度

# 津市駐車場事業会計予算書



## 令和7年度津市駐車場事業会計予算

## (総則)

第1条 令和7年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1, 064台
(2) 年間駐車台数	568, 690台
(3) 一日平均駐車台数	1, 560台

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 駐車場事業収益	203, 366千円
第1項 営業収益	195, 867千円
第2項 営業外収益	6, 241千円
第3項 特別利益	1, 258千円

支  
出

第1款 駐車場事業費用	196, 116千円
第1項 営業費用	176, 699千円
第2項 営業外費用	10, 417千円
第3項 特別損失	9, 000千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額104, 590千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	88, 438千円
第1項 固定資産売却代金	88, 438千円

支 出

第1款 資本的支出	193, 028千円
第1項 建設改良費	158, 022千円
第2項 他会計長期借入金償還金	35, 006千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	10, 000千円
-------	-----------

令和7年2月19日提出

津市長 前 葉 泰 幸

## 予 算 に 関 す る 説 明 書

令和 7 年度津市駐車場事業会計予算実施計画

令和 7 年度津市駐車場事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

給与費明細書

令和 7 年度津市駐車場事業予定貸借対照表

令和 6 年度津市駐車場事業予定損益計算書

令和 6 年度津市駐車場事業予定貸借対照表

令和 7 年度津市駐車場事業会計予算実施計画説明書



令和7年度津市駐車場事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 駐 車 場 事 業 収 益			203,366	
	1 営 業 収 益		195,867	
		1 駐 車 収 益	195,867	駐車料金収入
	2 営 業 外 収 益		6,241	
		1 受 取 利 息 及 び 配 当 金	30	預金利息収入
		2 雜 収 益	6,211	行政財産使用料収入等
	3 特 別 利 益		1,258	
		1 特 別 利 益	1,258	固定資産売却益

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 駐 車 場 事 業 費 用			196,116	
	1 営 業 費 用		176,699	
		1 駐車場管理費	129,558	駐車場の管理運営に要する諸費用
		2 減 価 償 却 費	44,371	固定資産減価償却費
		3 資 産 減 耗 費	2,770	固定資産除却費
	2 営 業 外 費 用		10,417	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	417	リース取引に係る利息等
		2 消 費 税	10,000	消費税及び地方消費税
	3 特 別 損 失		9,000	
		1 特 別 損 失	9,000	回数駐車券の払戻

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資本的収入			88,438	
	1 固定資産 壳却代金		88,438	
		1 建物壳却代金	88,438	建物壳却代金

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資本的支出			193,028	
	1 建設改良費		158,022	
		1 建設改良費	158,022	駐車場施設改良工事費等
	2 他会計長期 借入金償還金		35,006	
		1 他会計長期 借入金償還金	35,006	他会計長期借入金元金償 還金

# 令和7年度津市駐車場事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 円)

## (1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	8,610,195
減価償却費	44,371,000
受取利息及び受取配当	△ 30,000
支払利息	417,000
固定資産売却損益（△は益）	△ 1,143,595
未収金の増減額（△は増額）	△ 5,408,980
未払金の増減額（△は減少）	△ 1,940,343
引当金の増減額（△は減少）	326,000
預り金の増減額	△ 8,969,840
固定資産除却費	2,770,000
小計	39,001,437
受取利息及び受取配当	30,000
支払利息	△ 417,000
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>38,614,437</b>

## (2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 137,040,000
有形固定資産の売却による収入	81,543,547
未払金の増減額（△は減少）	△ 359,036
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 55,855,489</b>

## (3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等に充てるための他会計長期借入金の償還による支出	△ 35,005,249
リース債務の返済による支出	△ 7,278,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 42,283,249</b>

**資金増加額（又は減少額）**

<b>資金期首残高</b>	<b>△ 59,524,301</b>
	<b>197,767,273</b>
<b>資金期末残高</b>	<b>138,242,972</b>

## 給与費明細書

### 1 総括

(単位 千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	手当	計		
本年度	0	1	0	3,617	5,161	8,778	1,222	10,000
前年度	0	1	0	3,775	7,168	10,943	1,400	12,343
比較	0	0	0	△ 158	△ 2,007	△ 2,165	△ 178	△ 2,343

(単位 千円)

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
	本年度	414	197	324	86	950
	前年度	360	249	324	86	950
	比較	54	△ 52	0	0	0

手当の内訳	区分	期末勤勉手当	退職手当	児童手当	計
	本年度	1,730	860	600	5,161
	前年度	1,810	2,969	420	7,168
	比較	△ 80	△ 2,109	180	△ 2,007

### 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 158	給与改定に伴う 増減分	111	令和6年度給与 改定による増	
		昇給に伴う増加 分	13		
		その他の増減分	△ 282	職員構成の変更 等に伴う減	職員数の異動状況 〔現に在職する 職員数〕 (その他) (計) 本年度 1人 0人 1人 前年度 1人 0人 1人
手当	△ 2,007	制度改革に伴う 増減分	104	令和6年度給与 改定による増	1 総括、手当の内訳のとおり
		その他の増減分	△ 2,111	手当の減少	

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たりの給料

区分	分	一般行政職等
令和7年1月1日現在 (本年度)	平均給料月額(円)	300,100
	平均年齢(歳)	38.4
令和6年1月1日現在 (前年度)	平均給料月額(円)	284,800
	平均年齢(歳)	37.4

#### (2) 初任給

区分	一般行政職等(円)	一般会計の制度
		一般行政職等(円)
高校卒	194,500	194,500
大学卒	220,000	220,000

#### (3) 級別職員数

区分	一般行政職等		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年1月1日現在 (本年度)	1級		
	2級		
	3級	1	100.0
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
令和6年1月1日現在 (前年度)	計	1	100.0
	1級		
	2級		
	3級	1	100.0
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	1	100.0

(級別の基準となる職務)

一般行政職等	1 級	定型的な業務を行う職務
	2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
	3 級	主査の職務
	4 級	担当副主幹の職務
	5 級	担当主幹の職務
	6 級	1 課長、室長及び担当副参事の職務 2 副総合支所長(久居総合支所副総合支所長を除く。)の職務
	7 級	1 部次長及び担当参事の職務 2 総合支所長(久居総合支所長を除く。)の職務 3 久居総合支所副総合支所長の職務
	8 級	1 消防長の職務 2 部長及び担当理事の職務 3 久居総合支所長の職務

(4) 昇 級

区分		一般行政職等	
本年度	職員数	(A) (人)	1
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1
	号給数別内訳	4号給 (人)	1
	比率	(B) / (A) (%)	100.00
前年度	職員数	(A) (人)	1
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1
	号給数別内訳	4号給 (人)	1
	比率	(B) / (A) (%)	100.00

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本年度	2.300	2.300	4.600	有
前年度	2.250	2.250	4.500	有
一般会計の制度	2.300	2.300	4.600	有

(6) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 一	
地域手当	同 一	
住居手当	同 一	
通勤手当	同 一	

令和7年度津市駐車場事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 產

(1) 有形固定資産

イ 土 地	1,623,010,133
ロ 建 物	1,212,533,500
減価償却累計額	△ 600,686,963
ハ 構 築 物	89,660,772
減価償却累計額	△ 56,676,692
ニ 機 械 及 び 装 置	99,974,730
減価償却累計額	△ 90,821,594
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	54,408,909
減価償却累計額	△ 43,250,359
ヘ リ ー ス 資 產	40,727,652
減価償却累計額	△ 21,701,886
有形固定資産合計	<u>2,307,178,202</u>
<b>固定資産合計</b>	<b>2,307,178,202</b>

2 流 動 資 產

(1) 現 金 預 金	138,242,972
(2) 未 収 金	7,234,930
(3) その他流動資産	500,000
<b>流動資産合計</b>	<b>145,977,902</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,453,156,104</b>

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	70,028,002	
他会計借入金合計		70,028,002
(2) リース債務		8,726,292
(3) 引当金		
イ 退職給付引当金	4,690,265	
引当金合計		4,690,265
固定負債合計		83,444,559

### 4 流動負債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	35,008,749	
他会計借入金合計		35,008,749
(2) リース債務		6,584,355
(3) 未払金		8,641,959
(4) 前受金		1,846,218
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	718,000	
ロ 法定福利費引当金	146,000	
引当金合計		864,000
(6) その他流動負債		500,000
流動負債合計		53,445,281
負債合計		136,889,840

## 資本の部

### 5 資本金

2,248,308,495

### 6 剰余金

(1) 利益剰余金		
イ 建設改良積立金	40,025,734	
ロ 当年度未処分		
利益剰余金	27,932,035	
利益剰余金合計		67,957,769
剰余金合計		67,957,769
資本合計		2,316,266,264
負債資本合計		2,453,156,104

令和6年度津市駐車場事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 駐車収益 202,963,629 202,963,629

2 営業費用

(1) 駐車場管理費 126,586,472

(2) 減価償却費 56,605,413 183,191,885

営業利益 19,771,744

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金 1,000

(2) 雜収益 2,522,943 2,523,943

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費 592,000

(2) 雜支出 265,963 857,963 1,665,980

経常利益 21,437,724

当年度純利益 21,437,724

前年度繰越利益剰余金 0

その他未処分利益剰余金変動額 0

当年度未処分利益剰余金 21,437,724

令和6年度津市駐車場事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ	土 地	1,623,010,133
ロ	建 物	1,433,555,549
	減価償却累計額	△ 862,740,477
ハ	構 築 物	89,660,772
	減価償却累計額	△ 48,702,692
ニ	機 械 及 び 装 置	115,650,002
	減価償却累計額	△ 102,697,490
ホ	工具、器具及び備品	85,346,401
	減価償却累計額	△ 63,874,810
ヘ	リ ー ス 資 産	40,727,652
	減価償却累計額	△ 16,255,886
ト	建 設 仮 勘 定	
	有形固定資産合計	<u>2,297,679,154</u>
	固定資産合計	<u>2,297,679,154</u>

2 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金	197,767,273
(2)	未 収 金	1,825,950
(3)	その他流動資産	500,000
	流動資産合計	<u>200,093,223</u>
	資産合計	<u>2,497,772,377</u>

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	105,036,751	
他会計借入金合計		105,036,751
(2) リース債務		15,311,621
(3) 引当金		
イ 退職給付引当金	4,427,265	
引当金合計		4,427,265
固定負債合計		124,775,637

### 4 流動負債

(1) 他会計借入金		
イ 建設改良等		
他会計借入金	35,005,249	
他会計借入金合計		35,005,249
(2) リース債務		6,615,476
(3) 未払金		11,602,888
(4) 前受金		1,846,218
(5) 引当金		
イ 賞与引当金	667,000	
ロ 法定福利費引当金	134,000	
引当金合計		801,000
(6) その他流動負債		9,469,840
流動負債合計		65,340,671
負債合計		190,116,308

## 資本の部

### 5 資本金

2,246,192,611

### 6 剰余金

(1) 利益剰余金		
イ 建設改良積立金	40,025,734	
ロ 当年度未処分		
利益剰余金	21,437,724	
利益剰余金合計		61,463,458
剰余金合計		61,463,458
資本合計		2,307,656,069
負債資本合計		2,497,772,377

令和7年度津市駐車場事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

収 入

款 项	目	節	予定額(千円)	備 考
1 駐 車 場 事 業 収 益			203,366	
1 営 業 収 益			195,867	
	1 駐 車 収 益		195,867	
	駐 車 収 益		195,867	駐車料金収入
2 営 業 外 収 益			6,241	
2 受 取 利 息 及 び 配 当 金			30	
	預 金 利 息		30	預金利息収入
	2 雜 収 益		6,211	
3 特 別 利 益			1,710	行政財産使用料収入
	その他の収益		4,501	土地賃借料ほか
			1,258	
1 特 別 利 益			1,258	
	固定資産売却益		1,258	固定資産売却益

支 出

款 项	目	節	予定額(千円)	備 考
1 駐 車 場 事 業 費 用			196,116	
1 営 業 費 用			176,699	
	1 駐車場管理費		129,558	
	給 料		3,617	職員1名分給料
	手 当		4,278	期末勤勉手当ほか
	賞 与 引 当 金 繰 入 額		620	次年度期末勤勉手当の当期相当分
	退 職 給 付 費		263	退職給付引当金繰入額
	法 定 福 利 費		1,102	市町村職員共済組合負担金ほか
	法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額		120	次年度期末勤勉手当に係る法定福利費の当期相当分
	旅 費		96	職員出張旅費
	備 消 品 費		4,672	駐車場用備消品費
2 光 熱 水 費			6,052	駐車場電力料ほか
	印 刷 製 本 費		464	事務用印刷製本費

款項	目	節	予定額(千円)	備考
	通信運搬費	143	駐車場電話料	
	委託料	54,613	駐車場管理委託料ほか	
	手数料	688	事務取扱手数料ほか	
	修繕費	12,316	施設維持管理修繕費	
	保険料	167	施設損害賠償保険料ほか	
	負担金	40,347	管理組合費ほか	
2 減価償却費		44,371		
	建物減価償却費	23,604	駐車場棟減価償却費	
	構築物 減価償却費	7,974	駐車場舗装面減価償却費	
	機械及び装置 減価償却費	1,846	駐車場機械装置減価償却費	
	工具器具及び備品 減価償却費	5,501	駐車場備品等減価償却費	
	リース資産 減価償却費	5,446	リース機器減価償却費	
3 資産減耗費		2,770		
	固定資産除却費	2,770	固定資産除却費	
2 営業外費用		10,417		
1 支払利息及び 企業債取扱諸費		417		
	借入金利息	14	他会計借入金に係る利息	
	一時借入金利息	63	一時借入金に係る利息	
	リース支払利息	340	リース取引に係る利息	
2 消費税		10,000		
	消費税	10,000	消費税及び地方消費税	
3 特別損失		9,000		
1 特別損失		9,000		
	その他特別損失	9,000	回数駐車券の払戻	

資本的収入及び支出

収 入

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的 収入			88,438	
1 固定資産 1 売却代金			88,438	
	1 建物売却代金		88,438	
		建物売却代金	88,438	建物売却代金

支 出

款 項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的 支出			193,028	
1 建設改良費			158,022	
	1 建設改良費		158,022	
	固定資産 購入費		1,100	駐車場機器等購入費
	設備工事費		149,556	駐車場施設改良工事費
	リース資産 購入費		7,278	リース取引に係る債務の 償還
	印刷製本費		88	駐車場施設改良に係る印 刷製本費
2 他会計長期 借入金償還金			35,006	
	1 他会計長期 借入金償還金		35,006	
	他会計長期 借入金償還金		35,006	他会計長期借入金元金償 還金

## 注 記

### I. 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

###### ・減価償却の方法

定額法による。

###### ・主な耐用年数

建 物	8年～38年
-----	--------

構築物	10年
-----	-----

機械及び装置	2年～10年
--------	--------

工具器具及び備品	3年～10年
----------	--------

##### (2) リース資産

###### ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

###### ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### 3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

津市公告第32号

津市教育ＩＣＴヘルプデスク運営業務について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和7年3月17日

津市長 前葉泰幸

# 津市教育 I C T ヘルプデスク運営業務公募型プロポーザルについて

## 1 業務概要

### (1) 件名

津市教育 I C T ヘルプデスク運営業務

### (2) 業務の目的

津市G I G Aスクール構想の推進に伴い、タブレット端末や大型テレビ等の I C T 機器と授業支援クラウドやデジタル教科書等のデジタル教材の利用が拡大している現状において、職員の負担軽減を図るとともに、安定したサポート体制による学校における良好な学習環境の維持を目的として、増大した運用管理業務を I C T に関する専門的知識及び経験を有する事業者に委託するものです。

### (3) 業務内容

I C T ヘルプデスク業務

- ・学校等の I C T 機器の利用方法や不具合等に関する問い合わせ等への対応
- ・ I C T 機器の不具合・設定変更など運用・保守業務
- ・各種ソフト・システムの不具合対応・設定変更などの運用・保守業務
- ・校内ネットワークの運用・保守業務
- ・学習用端末等の管理業務
- ・校務用端末の管理業務
- ・ソフトウェア等インストール業務

### (4) 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（長期継続契約）

ただし、契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までは準備期間とする。

なお、準備期間については、委託料は発生しないものとする。

### (5) 70,908 千円（消費税及び地方消費税を含まない金額※）

※ 消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

### (6) 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する者）と他の事業者とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。

※ 本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表事業者のみが契約を行い、代表企業は共同の事業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うことするが、状況に応じて、上記1(3)の業務内容について津市と各事業者が必要な契約を行うことも可とする。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること
  - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
  - ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
  - エ 印鑑（登録）証明書
- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

- 法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。

### 3 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和7年3月17日(月)
実施要領等の配布	令和7年3月17日(月)から 4月25日(金)午後5時15分まで
質問書の受付	令和7年3月17日(月)から 4月7日(月)午後3時まで
質問の回答期限	令和7年4月11日(金)午後5時まで
参加表明書提出期限	令和7年4月25日(金)午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和7年4月25日(金)午後5時15分まで

	で
審査（提案書に基づく プレゼンテーション及 び質疑応答）	令和7年5月23日（金）
審査結果通知	令和7年5月28日（水）以降速やかに

#### 4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードすること。

#### 5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市教育ＩＣＴヘルプデスク運営業務プロポーザル審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

#### 6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を提出し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

#### 7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市教育ＩＣＴヘルプデスク運営業務プロポーザル実施要領」による

津市公告第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年3月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
令和7年3月14日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市藤方字内浜田1400番ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市高茶屋小森町4000番地2  
株式会社川崎ハウジング  
中部支社 支配人 小野敬大

津市公告第34号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年3月26日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務委託名

津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託

### (2) 業務委託の概要

津市共同浴場（さくらゆ）の円滑な運営と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

### (3) 業務の履行期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

## 2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

### (2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

### (3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。）

### (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

## 3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

## 4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

### (1) 質問書の提出期限等

#### ア 提出期限

令和7年4月2日（水）午後3時まで

イ 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（様式第1号）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように様式第1号をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 229-3165@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3366

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和7年4月4日（金）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和7年4月9日（水）午前10時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

(3) 提出方法

提出方法については、人権課への持参、一般書留又は簡易書留とします。

また、郵送による提出の場合は人権課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 宣誓書（様式第3号）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証

明されたものに限ります。オ及びカについても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写し）」を添付してください。）

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和7年4月10日（木）までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（様式第5号）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年4月11日（金）午後2時

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎4階 41会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に11を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保

証金の納付を免除します。

#### 10 公金事務にかかる資料の提出について

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づく公金事務を含むものであるため、落札者は次の要件を満たすことが確認できる資料を落札決定後直ちに提出してください。

- ・公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること。
- ・その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

#### 11 その他の注意事項

(1) 入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（津市条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

(2) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（様式第7号）を提出すること。

(3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

(4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。

(5) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

(6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(7) その他、入札の参加者は、別添「津市条件付一般競争入札参加者心得」

に留意のうえ、入札を行ってください。

(8) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

市民部人権課 人権担当

電話番号 059-229-3165

FAX 059-229-3366

メールアドレス 229-3165@city.tsu.lg.jp

津市公告第35号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、別紙のとおり公告します。

令和7年3月27日

津市長 前葉泰幸

## 1 条件付一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）に付する事項

### (1) 業務委託名

令和7年度津市救急・健康相談ダイヤル24事業業務委託

### (2) 業務委託の概要

#### ア 業務の内容

電話による救急医療相談、健康相談、妊娠・出産・育児相談、健康づくりに関する相談、メンタルヘルスに関する相談、介護相談、医療機関の紹介等

#### イ 業務の実施体制

##### (ア) 業務の履行期間等

業務の履行期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までの毎日とし、1日当たり24時間とします。

##### (イ) コールセンターの設置等

相談業務に対応するためコールセンターを設置し、コールセンターには、アに掲げる各種相談に応じて、適切なアドバイス等を提供するための必要な知識・経験等を有する医師、看護師、保健師、管理栄養士、心理カウンセラー、ケアマネージャー等専門職を配置することとします。医師にあっては、相談業務の実施期間中、コールセンターに常駐（24時間対応）させることとします。

## 2 本件入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税等を完納している者
- (3) 令和元年度から令和6年度の間に、地方公共団体との間で、救急・健康相談に係る電話相談業務を受託し、完了した実績（1契約で履行期間が1年以上あること。なお、複数年契約については、1年以上の履行実績があり、現在履行中である者も可とします。）を有する者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 本件の公告から入札時までの期間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていない者
- (7) プライバシーマークの使用を認められている者、又はJIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) に基づくISMS適合性評価制度の認証を受けている者

### 3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

- (1) 期間  
令和7年3月27日（木）から令和7年4月16日（水）まで
- (2) 場所  
津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会庁舎2階）
- (3) 時間  
市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 上記以外の配布先  
インターネットによるダウンロード（令和7年3月27日の午前10時より可能）  
津市ホームページ>地域医療推進室  
(<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1457431794221/index.html>)

### 4 本件入札に係る仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問書の提出期限等
  - ア 提出期限  
令和7年4月1日（火）午後5時15分まで
  - イ 提出場所  
津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会庁舎2階）
  - ウ 提出方法  
仕様書等に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出

場所に持参、郵送、又はFAX（FAXにより提出している場合は、押印がはっきり分かるようにすること。）により提出してください。なお、代表者氏名については、自署でない場合は、記名と押印が必要です。

《送信先》

FAX番号 059-229-3018

エ その他

電話及び口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送及びFAXの場合は電話等で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和7年4月4日（金）

イ 回答方法

津市ホームページ地域医療推進室ページ内において公開します。

再質問は受け付けないので、質問内容を明確に記載してください。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において、仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立て及び回答に対する再度の質問は原則、認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し、提出してください。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかつた者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和7年4月9日（水）午後5時15分まで ※当日必着

※ この期限を過ぎて到着した申請書類は受理しません。また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して、本市では一切の責任を負わないでの、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内37番8号  
津市教育委員会庁舎2階）

### (3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

### (4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の提出を省略することができる、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※ 申請書類は、提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し。また、1年以上の期間の受託及び履行実績を証明するものとして、委託業務実績報告書等及び年間の電話受付件数の分かる書類を添付してください。（コピー可）

エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書が無い場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができるものとします。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限ります。オ及びカについても同じです。）

（）国税に係る証明書

国税の未納の税額が無いことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

（）都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。

なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支

店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写し）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑（登録）証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（第5号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したもの提出してください。

ク プライバシーマークの使用を認められていること又はJIS Q 27001（ISO/IEC 27001）に基づくISMS適合性評価制度の認証を受けていることが確認できる登録証の写し等の書類（コピー可）

#### （5）本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和7年4月11日（金）までに発送する条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

### 6 入札及び開札

#### （1）日時

令和7年4月16日（水）午後2時

#### （2）場所

津市教育委員会庁舎 教育委員会室（津市教育委員会庁舎4階）

#### （3）その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し、確認を受けてください。

### 7 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

### 8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第19条各号及び津市条件付一般競争入札参加者心得第4各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

### 9 契約保証金

契約を締結する際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当す

る場合は、契約保証金を免除とします。

## 10 その他の注意事項

- (1) 入札に当たっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合せ部分に原則3箇所の封印をしてください。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示することとします。また、再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備してください。
- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により、入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (5) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

### 【問い合わせ先】

〒514-0035 津市西丸之内37番8号

津市健康福祉部地域医療推進室（地域医療担当）

電話番号 059-229-3372

FAX番号 059-229-3018

津市公告第36号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月28日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務委託名

津市ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る教室型学習支援業務委託

### (2) 業務委託の概要

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に係る教室型学習支援業務（詳細は、別紙仕様書参照）

### (3) 業務の履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで（36ヶ月）

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年津市条例第319号）第2条第2号に基づく長期継続契約です。

イ 津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

## 2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

### (1) 令第167条の4の規定に該当しない者

### (2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

### (3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。）

### (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

(6) 令和元年度から令和5年度までの間に、地方公共団体との間で、ひとり親家庭または生活困窮世帯を対象とした学習支援事業の受託実績を有する者。ただし、長期継続契約の場合、令和元年度から令和5年度までの間ににおいて1年以上履行している場合は、履行中のものも可とします。

### 3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札記事内【<https://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

### 4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

#### (1) 質問書の提出期限等

##### ア 提出期限

令和7年3月31日（月）午後3時まで

##### イ 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 健康福祉部こども政策課給付支援担当

##### ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印がわかるよう第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

##### 《送信先》

電子メール 229-3390@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3451

##### エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

#### (2) 質問に対する回答

##### ア 回答期日

令和7年4月1日（火）

##### イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

### (1) 提出期限

令和7年4月7日（月）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

### (2) 提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 健康福祉部こども政策課給付支援担当

### (3) 提出方法

提出方法については、原則として一般書留又は簡易書留としますが、当該期限までに間に合わない場合に限り、当課への持参を可とします。

また、郵送による提出の場合は当課へ到着確認を必ず行ってください。

### (4) 提出書類

提出書類は、次のアからキまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オ

から今までの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び添付書類（当該業務委託契約書（仕様書を含む。）、業務の完了が確認できる書類）の写し（コピー可）

エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限ります。オ及びカについても同じです。）

（ア）国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

（イ）都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（様式第5号）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が実印と異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものと提出してください。

（5）本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和7年4月10日（木）までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知します。（入札参加資格者には入札者確認票（第7号様式）、入札書（第8号様式）を同封します。）

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

## 6 入札及び開札

### (1) 日時

令和7年4月14日（月）午後2時から

### (2) 場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎 第01会議室（本庁舎地下1階）

### (3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し確認を受けてください。

## 7 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

## 9 契約保証金

契約を締結する際に、契約単価に12か月分の予定数量を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税額分を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

## 10 その他注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印をしてください。
- (2) 入札金額は、単価（消費税及び地方消費税抜き）を記載してください。

落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、予定価格の範囲内における最低価格入札者を落札とします。

課税事業者については、単価（税別）による契約とし、請求時において、契約単価より算出した金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

免税事業者については、単価に消費税及び地方消費税相当分として当該金額の100分の10を加算した金額を契約単価とし、請求時において、契約単価より算出した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

なお、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合があります（原則として1回）。
- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむ得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することができます。なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (6) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。
- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

#### 【問い合わせ先】

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号  
健康福祉部こども政策課給付支援担当  
電話番号 059-229-3155  
FAX 059-229-3451  
メールアドレス 229-3390@city.tsu.lg.jp

津市公告第37号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和7年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置（所在地）、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	供用開始の期日
香良洲高台防災公園	津市香良洲町5380番地	別図のとおり	令和7年4月1日
椋本菖蒲谷公園	津市芸濃町椋本3581番地11	別図のとおり	令和7年3月31日
中町西公園	津市久居中町50番地9	別図のとおり	令和7年3月31日
藤水団地児童遊び場	津市藤方2088番地2	別図のとおり	令和7年3月31日

2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市公告第38号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和  
55年法律第65号）第18条第1項に基づき、津市農用地利用集積計画を定  
めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和7年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、国土交通省中部地方整備局長より津都市計画道路事業3・3・5号津海岸御殿場線の事業認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所において縦覧に供します。

令和7年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市公告第40号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を別紙のとおり定めましたので、同条第8項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和7年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第41号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定の年月日

令和7年3月27日

3 指定道路の位置

津市高茶屋小森町字中山1915番4

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長

24.50メートル

(2) 幅員

6.00メートル

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

津市上下水道事業管理規程第4号

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業分課規程（令和2年津市上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

「水道工務課	「水道整備課
工事担当	工事担当
第3条第1項の表中	維持管理担当」を 水道維持課 に改め、
	調査・維持担当
	給水・計量担当」

「安芸事業所  
同条第2項の表中 管理担当 を削る。  
事業担当」

第6条を次のように改める。

第6条 水道整備課の工事担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に係る管路整備の事業計画にすること。
- (2) 水道事業等に係る管路整備の調整及び進行管理にすること。
- (3) 水道事業等に係る管路整備の設計及び施工にすること。
- (4) 公共工事等に伴う給配水管等の移設にすること。
- (5) 水道事業等における開発調整の支援にすること。
- (6) 休日及び夜間における水道事業等の維持修繕業務の支援にすること。
- (7) 上下水道事業局及び課の庶務にすること。

第13条を第14条とする。

第12条第2号に次のように加え、同条を第13条とする。

ス 水道事業等の維持修繕業務の契約に係る検証にすること。

第11条の前の見出しを削り、同条を第12条とし、同条の前に見出しとして「（上下水道管理局各課の分掌事務）」を付する。

第10条中「各事業所」を「一志事業所」に改め、同条第2号に次のように

加え、同条を第11条とする。

オ 休日及び夜間における水道事業等の維持修繕業務の支援に関すること。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第2号に次のように加え、同条を第8条とする。

キ 水道事業等の維持修繕業務の契約に係る費用積算に関すること。

第6条の次に次の1条を加える。

第7条 水道維持課の担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 調査・維持担当

ア 水道台帳の整備に関すること。

イ 配水管等の図面整備及び占用許可に関すること。

ウ 給配水管等の維持管理に関すること。

エ 休日及び夜間における水道事業等の維持修繕業務に関すること。

オ 水道事業等の維持修繕業務の契約に関すること。

カ 公共工事等に伴う給配水管等の緊急の移設に関すること。

キ 漏水の防止、水圧測定及び出水不良地区の調査に関すること。

ク 給配水管等の洗管及び赤水、濁水等の処理に関すること。

ケ 給配水管等の埋設状況調査及び立会いに関すること。

コ 断水及び給水制限等に関すること。

サ 応急給水（本市の区域内において本市のみで対応できるものに限る。）  
に関すること。

シ 水道事業等における開発調整に関すること。

ス 無線装置の管理に関すること。

セ 材料資格審査に関すること。

ソ 課の庶務に関すること。

(2) 給水・計量担当

ア 給水管等の図面整備及び占用許可に関すること。

イ 給水工事の申込み、設計及び検査に関すること。

ウ 新規給水加入金等の調定に関すること。

エ 量水器等の維持管理に関すること。

オ 予定栓の保全に関すること。

カ 給水装置の処分に関すること。

キ 貯水槽水道に関すること。

ク 指定給水装置工事事業者の指定、指導監督等に関すること。

ケ 給水装置工事主任技術者の届出及び研修に関すること。

コ 水道の不正使用の取締りに関すること。

#### 附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

### 津市上下水道事業管理規程第5号

#### 津市上下水道事業事務専決規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業事務専決規程（平成18年津市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の表水道工務課の部の前に次のように加える。

水道整備課	1 水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に係る管路整備の企画及び調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	2 水道事業等に係る管路整備の設計及び施工の基準に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
	3 公共工事等に伴う給配水管等の移設に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの

別表第2個別専決事項の表水道工務課の部中「水道工務課」を「水道維持課」に改め、第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とし、第10項から第13項までを2項ずつ繰り上げ、第14項を削り、第15項を第12項とし、第16項から第18項までを3項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

16 公共工事等に伴う給配水管等の緊急の移設に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
-------------------------------	--	-------	---------	-------

別表第4個別専決事項の表上下水道管理課の部に次のように加える。

22 水道事業等の維持修繕業務の契約に係る検証に関すること。		○		
--------------------------------	--	---	--	--

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

津市教育委員会規則第 2 号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 12 号）  
の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項の表中「又は助教諭」を「、栄養教諭又は助教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第4号

津市文化財保護条例（平成18年津市条例第245号）第28条第1項の規定により、津市指定有形民俗文化財に指定するので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月19日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

種別	有形民俗文化財
名称	獅子頭 天狗面 附 獅子頭箱1個、附 中野獅子舞関係文書29点
員数	1頭、1面
所在地	大乃己所神社（津市一身田中野694番地）
所有者	宗教法人 大乃己所神社 代表役員 北川 治

津市選挙管理委員会告示第17号

令和7年3月16日執行の津市河内財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

令和7年3月17日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

住所	氏名
三重県津市芸濃町河内225番地	落合 成幸
三重県津市芸濃町河内842番地	落合 公広
三重県津市芸濃町河内1010番地	廣田 淳次
三重県津市芸濃町河内2637番地1	落合 秀夫
三重県津市芸濃町河内2637番地1	落合 伊津男
三重県津市芸濃町河内81番地	落合 修

## 津市監査委員告示第4号

令和7年2月27日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和7年3月28日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和7年3月31日

津市監査委員 小津直久  
津市監査委員 安藤友昭  
津市監査委員 安井広伸  
津市監査委員 安積むつみ

## 第1 請求の受理

### 1 受理年月日

本件監査請求書は、令和7年2月27日に受理した。

### 2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 前田茂穂

### 3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和7年3月17日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

#### (1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

請求人（甲）

該当職員（乙）河芸総合支所長、地域振興課長、総務担当主幹

該当自治会（丙）津市認可地縁団体〇〇自治会

該当（丙）の会長（丁）

ア（乙）は、この2年間「自治会長報償金は、津市の行政組織の一部ではないので私には、調査する権限がない。」と主張してきた。

しかし、（添付4）「6その他」に「調査することがあります。」との文言が記されている。公文書の発行主体が「津市河地」とあるので、河芸総合支所地域振興課には調査権限がある。その権限を行使しないのは、公金の使途の調査をしない不当な行為にある。

特に、住民監査請求を受けた同一年度内の同一自治会の過大請求である。

（乙）は、（甲）の申し立て（令和5年度監査と比較して約30世帯増加する。）に真摯に向き合うべきであった。実際は約10世帯の増加であった。

イ（丁）は、度重なる過大請求を行い、また、監査結果を受けて返金処理した事実そのものを隠蔽し、自身の責任を逃れようとしている。また、広報などの部数報告は、町内会長であって、（丁）は、それをまとめただけで責任がないと主張している。しかし、町内会長の部数報告に予備を上乗せした町・自治会交付金申請書及び自治会長報償金についての全責任は、（丁）にあるのは明白である。

## (2) 措置の請求

ア (丙) に対し、令和 6 年度町自治会交付金、(丁) に対し自治会長報償金の返還を求める。

イ 毎年度、各地域振興課管内で一つの自治会に対して町・自治会交付金の調査を行う。

ウ 津市は、「(丁) が、(添付 2) 及び(添付 3) の過大請求に対する措置を重く受けとめ、事のいきさつを隠そうとせず、丁寧に、責任の所在も含めて、(丙) の全会員に対し文書報告する。」ように助言する。

もし、この助言を(丁) が受け入れなければ、申請者である(丁) は、令和 6 年度自治会長報償金を全額返金し、(丙) は令和 7 年度の交付金、(丁) は令和 7 年度の自治会長報償金を半額とする。

＜過大請求返還金の事実を闇から闇に葬ってはならない。＞

## (3) 主張の理由 (ほぼ原文のまま記載)

ア 町・自治会交付金・自治会長報償金の過大請求について

(ア) 令和 6 年 4 月 21 日 (丙) 第一回町内会長会議 会議中：

(甲) 「今年の交付金申請は、どうなるのですか」

(丁) 「前年(添付 1) より広報等配布対象件数、加入世帯数とも 10 件くらい増やす。」

(イ) 令和 6 年 5 月 15 日、(乙) は、(添付 2) 「広報等配布対象件数(794 件)、自治会活動事業の加入世帯数(768 世帯)」で受け取り、交付申請書の聞き取り等の事実確認をせずに実加入世帯数(768 世帯)として自治会長報償金の事務処理を行った。<前年(添付 1) のことがあるので事実確認に慎重を期すべきであった。>

(ウ) 令和 6 年 12 月 13 日 (乙) に対し、

(甲) (添付 2) 「広報等配布対象件数(794 件)、自治会活動事業の加入世帯数(768 世帯)」が過大請求されている。令和 5 年監査結果と比較して約 30 世帯の増加が見込まれる。ありえない話なので調査してほしい。

(乙) 調査権限がないので調査できない。(これまでと同じ発言)

(甲) では、交付金申請の記入方法をどこでどのように説明しているのですか。

(乙) 「第1回自治会長会議 町自治会交付金」で説明しています。

(甲) 調査できないというのなら調査ではなくていいので電話で令和6年申請数を確認してください。

(乙) 電話で確認します。

(エ) 令和7年1月15日 (添付4) の公文書開示日

(乙) 電話で確認したところ、「(丁) アパートなどの出入りでこのような数字になった。」との返事。

(添付4の2ページ) 6 その他<前文略>

「市が交付金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、関係書類その他の物件を調査することがありますので、ご留意ください。」

(甲) 文中に「調査することがあります。」とある。これまでの説明と違いますよ。それとなく令和6年度交付金申請時の過大請求数(約30件)の過大請求分の返還を求めてください。同じ年度に2回も住民監査請求されたら笑いもんですよ。

(乙) やってはみますができるかどうか分かりません。

(オ) 令和7年1月19日 第8回町内会長会議

令和7年度の広報など部数の報告は、「予備は入れない」で「世帯数+アパート+店舗」のみとなった。

<これまでの広報などの部数の変遷・・・○○町内会の場合>

令和5年度4月申請時・・・この数字(100)は、平成22年ごろから?

世帯数	+	アパート	+	店舗	+	予備
33	+	48	+	1	+	18 = 100

予備まで含めた上記数値を自治会加入の全14町内の分を合算して822件としていた。

世帯数	+	アパート	+	店舗	+	予備
33	+	48	+	1	+	4 = 86

予備まで含めた上記数値を自治会加入の全加入14町内の分を合算して9月に780件と訂正した。

(カ) 令和7年2月17日 (丙) の監事に対し

(甲) 今日、監査だったのですか。監事として過大請求をどのように処理したのですか。

(丙) の監事 正確に記入されていた。

(甲) 金銭面だけでなく業務の執行状態については、法律に違反した事実が認められるでしょ。監査意見及び(丁)の弁明などの意見は、総会等で報告されるのですか。

(丙) の監事 それはない。

(甲) 令和6年度町自治会交付金は、過大請求である可能性があります。返還する必要があるのでは。

(丙) の監事 それは判らない。

(甲) 「令和7年1月19日 第8回町内会長会議」で(甲)が配布した資料「過大請求」を見て明らかでしょ。

(丙) の監事 「・・・」

(\*) 令和7年2月23日 第9回町内会長会議

(丙) の会計 令和6年度仮決算書の説明(添付5 補助金)  
補助金(交付金)

予算額1,020,000円 決算額863,930円

<注 交付金(1,049,160円)から返還金(185,230円)を差し  
引くと863,930円となる。>

<会計、監事、会長から、過大請求に関する返金についての説明  
が一切ない。>

(丙) の会計 2月現在「世帯数482世帯、アパート263世  
帯、企業・店舗28件」と報告する。

<備考>

津市監第47号(添付3 2ページ)より令和3年から令和6年  
度の世帯数、アパート及び企業・店舗の推移は、下記の通り  
である。

年 度	令和3年	令和4年	令和5年申請	9月修正	監査結果	令和6年申請	2月現在	過大請求数
世 帯 数	462	475			479		482	
ア パ ト	285	271			257		263	
加 入 世 帯 数	747	746	822	755	736	768	745	23
企 業 ・ 店 舗	26	27			29		28	
広 報 配 布 件 数	773	773	822	780	765	794	773	21

監査結果 監査結果 (5年4月) (5年9月) (6年11月) (6年4月) (7年2月)

(甲) なぜ、過大請求の返還金を決算額に含めて減額するのです  
か。収入で交付金約104万円があるのにこの決算方法は

おかしい。過大請求の返還金は支出でしょ。ごちゃまぜにしないでほしい。支出項目を新たに設けて処理をしなければならないのでは。監事はこれでいいのですか。

(丙) の監事 このままでいいと思う。

(甲) それはおかしいでしょ。

(丙) の副会長 令和6年度の総会は慣例どおり令和7年4月20日第1回町内会長会議にて行う。また、第1回町内会長会議は、新町内会長の出席で行う。旧町内会長は出席できない。

(甲) 規則通りやってほしい。規約は、役員と会員となっている。決算なのに参加できないのはおかしい。

(丙) の副会長 以前に決定しているので旧町内会長は出席できない。< (甲) の出席の排除 >

なお、(甲) の町内会長の任期は令和7年3月31日で終了する。

<役員全員が、過大請求の返還金及び(丁)の責任を隠す意図が明確である。>

<今まで令和6年度町・自治会交付金及び自治会長報償金の返還はされていない。>

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を河芸総合支所地域振興課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提供を受けた関係書類、令和7年3月17日に請求人及び関係職員から聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) ○○自治会に対する町自治会交付金の支出について

ア 令和5年度分

(ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額

令和5年5月29日 (109万1,820円)

(イ) 支出命令日及び支出命令額

令和5年6月2日 (109万1,820円)

(ウ) 戻入命令日及び戻入命令額

令和5年10月17日 (6万770円)

イ 令和6年度分

(ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額

令和6年5月31日 (104万9,160円)

(イ) 支出命令日及び支出命令額

令和6年6月3日 (104万9,160円)

ウ 加入世帯数及び広報等配布対象件数

(ア) 令和5年度：755世帯 (780世帯)

(イ) 令和6年度：768世帯 (794世帯)

(2) ○○自治会長に対する町自治会長報償金の支出について

ア 令和5年度分

(ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額

令和5年5月29日 (19万4,400円)

(イ) 支出命令日及び支出命令額

令和5年5月29日 (19万4,400円)

(ウ) 戻入命令日及び戻入命令額

令和5年10月17日 (1万3,400円 (所得税420円を含む。))

イ 令和6年度分

(ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額

令和6年5月31日 (18万3,600円)

(イ) 支出命令日及び支出命令額

令和6年6月5日 (18万3,600円)

ウ 加入世帯数

- (ア) 令和5年度：755世帯
  - (イ) 令和6年度：768世帯
- (3) 加入世帯数及び広報等配布対象件数の確認方法について

町自治会交付金を算定するための基礎となる加入世帯数及び広報等配布件数については、各自治会長から提出される町自治会交付金申請書（以下「申請書」という。）に記載されている数値が、前年度に申請された世帯数、件数及び3月末時点での住民基本台帳の世帯数と比較し、大きな乖離がある場合に、受付担当者が各自治会長に誤りがないかを確認することとされている。

令和6年度分として○○自治会から提出された申請書の加入世帯数は768で、住民基本台帳（行政区別）の世帯数を下回っていること、令和5年度の世帯数755と比較すると13世帯増加しているものの、これは住民基本台帳上の12世帯増加と近似値であり、適正な申請数であると判断し、申請書に記載された加入世帯数及び広報等配布件数をもって、町自治会交付金が支出されていた。

また、○○自治会長への報償金についても、申請書に記載された加入世帯数をもって支出されていた。

2 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

措置の請求のうち、アについては、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係る請求であることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

イ 不適法な監査請求であると判断したもの

措置の請求のうち、イ及びウについては、住民監査請求の対象とする財務会計行為のいずれにも該当しないことから、不適法な監査請求であると判断した。

3 適法な監査請求に係る判断

本件監査請求の争点は、令和6年6月に支出された○○自治会に対する町自治会交付金及び○○自治会長に対する町自治会長報償金が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、過大請求があったのか否かであると理解し、監査を実施した。

- (1) 違法又は不当な公金の支出に当たるか否かの判断

請求人は、令和5年9月12日に、○○自治会及び○○自治会長から、令和5年度分の町自治会交付金及び町自治会長報償金について、加入世帯数及び広報配布等対象件数に誤りがあり、その一部が返還されたことを踏まえ、河芸総合支所地域振興課は、令和6年5月に申請された令和6年度分の町自治会交付金及び町自治会長報償金について、その算定基礎となる加入世帯数768世帯を慎重に事実確認すべきところ、これをしないまま支払事務を行ったと主張している。

そこで、河芸総合支所地域振興課から事実関係等を確認するため、支払書類等の写しの提出を求め、陳述時に加入世帯数の確認方法を聴取して確認したところ、河芸総合支所地域振興課は、住民基本台帳上の世帯数を上回っていないこと、世帯数の増加要因についても確認した上で、○○自治会に対する自治会交付金及び○○自治会長に対する町自治会長報償金を法令に従い適正に支出していることから、違法又は不当な公金の支出があったとは認められない。

## (2) 過大請求があったのか否かの判断

請求人は、○○自治会の監事が監査を行った令和7年2月時点の加入世帯数及び広報等配布件数と令和6年5月の申請書に記載された加入世帯数及び広報等配布件数を比較して、加入世帯数で23世帯、広報等配布件数で21件の過大請求があったと主張している。

令和6年5月と令和7年2月時点での比較であり、この差の全てが過大請求によるものとの断定はできないため、その可能性について、以下のとおり検討した。

○○自治会の加入世帯数は、令和2年度772世帯、令和3年度747世帯、令和4年度746世帯、令和5年度736世帯（再修正後）と年々減少している。そのような中、令和6年度は768世帯と令和5年度と比べて32世帯増加しているということは、令和5年度中にアパートの新築等の要因があったものと考えられる。それが、令和7年2月になると、23世帯減少し、745世帯になったということは、これにも何らかの要因があったものと考えられる。わずか1年あまりでの増減であることを考慮すると、増減理由の確認が必要であり、明確な理由がないのであれば、過大請求となっている可能性は否定できない。

また、○○自治会及び○○自治会長は、令和5年9月に令和5年度分の町自治会交付金及び町自治会長報償金について、加入世帯数及び広報

等配布件数に誤りがあったとして、その一部を返還している。その後、令和6年8月の請求人からの住民監査請求と相前後して、令和6年11月20日に令和2年度から令和4年度分に加え、前年に修正した令和5年度分にも誤りがあったとして、自主返還を申し出ていることを考慮すると、令和6年度分の申請時点における加入世帯数及び広報等配布対象件数が変動しないということは不自然であり、再精査が必要であると考えられる。

以上のことから、令和6年6月時点での○○自治会に対する自治会交付金及び○○自治会長に対する町自治会長報償金の支出自体には、違法性は認められないものの、令和6年度分の申請後に、その前提となる令和5年度分の加入世帯数及び広報等配布対象件数が再修正されていることから、令和6年度分についても過大請求となっている可能性は否定できず、当該支出により市に損害が生じている恐れがあると判断し、次のとおり勧告する。

#### 第4 勧告

##### 1 措置すべき事項

津市長は、○○自治会に対し、令和6年4月1日時点での加入世帯数及び広報等配布件数の再精査を求めるなど、令和6年度分として支出した町自治会交付金及び町自治会長報償金が過大請求になっていないか事実確認し、結果に応じて必要な措置を講じられたい。

##### 2 措置期限

令和7年5月30日

法第242条第9項の規定に基づき、期限内に措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知すること。

#### 第5 付言

津市自治会等交付金交付規則及び津市町自治会交付金交付要綱等による交付金等の申請時には、従来にも増して正確に加入世帯数及び広報等配布件数の把握をした上で、町自治会交付金及び町自治会長報償金を支出されたい。

以上

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

津市公平委員会委員長 西川源誌

津市公平委員会規則第 1 号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 7 号）  
の一部を次のように改正する。

別表中「、東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長」を「及び東京事務所長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。